

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2022年10月1日
(第24期)	至	2023年9月30日

A P A M A N株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館

(E05174)

目 次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	6
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	11
第2 事業の状況	13
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	13
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	14
3. 事業等のリスク	15
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	18
5. 経営上の重要な契約等	22
6. 研究開発活動	22
第3 設備の状況	23
1. 設備投資等の概要	23
2. 主要な設備の状況	23
3. 設備の新設、除却等の計画	24
第4 提出会社の状況	25
1. 株式等の状況	25
(1) 株式の総数等	25
(2) 新株予約権等の状況	25
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	29
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	30
(5) 所有者別状況	30
(6) 大株主の状況	31
(7) 議決権の状況	32
2. 自己株式の取得等の状況	33
3. 配当政策	34
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	35
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	35
(2) 役員の状況	43
(3) 監査の状況	46
(4) 役員の報酬等	48
(5) 株式の保有状況	52
第5 経理の状況	54
1. 連結財務諸表等	55
(1) 連結財務諸表	55
(2) その他	100
2. 財務諸表等	101
(1) 財務諸表	101
(2) 主な資産及び負債の内容	115
(3) その他	115
第6 提出会社の株式事務の概要	116
第7 提出会社の参考情報	117
1. 提出会社の親会社等の情報	117
2. その他の参考情報	117
第二部 提出会社の保証会社等の情報	118

[監査報告書]

[内部統制報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年12月25日
【事業年度】	(第24期) (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
【会社名】	A P A M A N株式会社
【英訳名】	Apaman Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大村 浩次
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館
【電話番号】	0570(058)889
【事務連絡者氏名】	管理本部副本部長 高田 雅弘
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館
【電話番号】	0570(058)889
【事務連絡者氏名】	管理本部副本部長 高田 雅弘
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2019年9月	2020年9月	2021年9月	2022年9月	2023年9月
売上高 (百万円)	45,934	44,119	44,419	44,926	45,785
経常利益 (百万円)	729	8	795	1,419	1,312
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	272	166	602	262	573
包括利益 (百万円)	372	131	535	53	567
純資産額 (百万円)	4,861	4,443	4,578	4,315	4,567
総資産額 (百万円)	33,929	34,255	33,241	35,545	34,944
1株当たり純資産額 (円)	258.88	235.18	246.64	229.65	241.44
1株当たり当期純利益 (円)	15.31	9.36	33.87	14.69	32.01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	33.62	14.69	—
自己資本比率 (%)	13.6	12.2	13.2	11.5	12.4
自己資本利益率 (%)	6.0	3.8	14.1	6.2	13.6
株価収益率 (倍)	59.0	61.9	16.0	31.6	14.3
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,425	224	2,222	3,013	3,146
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	679	△615	△269	△2,729	△124
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,927	△44	△1,949	857	△2,441
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	7,937	7,499	7,353	8,312	8,894
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	1,047 [185]	1,157 [168]	1,129 [213]	1,099 [182]	1,065 [156]

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、第20期、第21期及び第24期については希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第23期の期首から適用しており、第23期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2019年 9 月	2020年 9 月	2021年 9 月	2022年 9 月	2023年 9 月
売上高 (百万円)	2,163	2,302	2,402	2,371	2,499
経常利益 (百万円)	622	1,190	666	413	571
当期純利益 (百万円)	861	811	52	151	322
資本金 (百万円)	7,983	7,983	7,983	8,002	8,021
発行済株式総数 (株)	18,278,060	18,278,060	18,278,060	18,358,060	18,438,060
純資産額 (百万円)	12,722	13,112	12,814	12,653	12,660
総資産額 (百万円)	37,690	36,672	35,181	37,927	35,878
1株当たり純資産額 (円)	714.85	736.42	719.37	706.86	703.85
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	24 (—)	20 (—)	20 (—)	20 (—)	20 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	48.38	45.57	2.95	8.47	17.98
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	8.47	—
自己資本比率 (%)	33.8	35.7	36.4	33.3	35.2
自己資本利益率 (%)	6.9	6.3	0.4	1.2	2.6
株価収益率 (倍)	18.7	12.7	184.2	54.8	25.5
配当性向 (%)	49.6	43.9	678.4	236.1	111.2
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	51 [—]	50 [2]	52 [2]	54 [2]	51 [1]
株主総利回り (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	93.0 (89.6)	62.6 (94.0)	60.9 (119.9)	55.0 (111.3)	56.5 (144.5)
最高株価 (円)	1,255	994	633	550	501
最低株価 (円)	588	433	520	457	450

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、第20期については潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第21期、第22期及び第24期については希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 第20期の1株当たり配当額24円は、記念配当10円を含んでおります。
3. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（スタンダード市場）におけるものであります。なお2022年4月3日以前の最高株価及び最低株価は東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。
4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第23期の期首から適用しており、第23期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

1998年10月	大村浩次と大手賃貸管理業経営者数人が不動産賃貸仲介業界の質的向上やIT化を目指して、統一のブランドのもとに全国の不動産賃貸店舗をフランチャイズチェーン化するために、月一度テーマを決め、研究に取り組む
1999年10月	(株)アパマンショップネットワークを資本金58百万円で東京都新宿区に設立 福岡市博多区に福岡支店開設
1999年12月	「マップシステム」、「ウェブ日報分析システム」を開発
2000年2月	本社を東京都品川区に移転 アパマンショップの広告・出版業務を行うため(株)エイエス出版を設立
2000年5月	「新クライアントシステム」を開発
2000年7月	大阪市淀川区に大阪支店開設
2001年3月	大阪証券取引所（ナスダック・ジャパン）上場
2001年6月	アパマンショップの賃貸物件の所有者に対する「プライベートコンサル業務」を行うため、(株)アパマンショップ・コンサルタンツを設立
2001年9月	不動産ファンドの運用・管理業務を開始
2002年1月	首都圏におけるプロパティ・マネジメント事業の強化を図るため、(株)アパマンショップコムズを設立
2002年4月	本社を東京都中央区に移転
2002年8月	公募による新株式3,000株を発行
2002年8月	静岡県浜松市砂山町に浜松営業所開設
2002年8月	西東京エリアにおけるプロパティ・マネジメント事業の強化を図るため、(株)グリーンボックス管理の全株式を取得し子会社化
2002年9月	アパマンショップの顧客層に対し、質の高い各種サービスを提供し、顧客層の拡大を図るため、マンスリーステイ・アパマンショップ(株)の株式を追加取得し子会社化
2002年10月	アパマンショップの顧客層に対し、質の高い不動産物件情報を提供するため、(株)ウェブポータル の株式を追加取得し子会社化
2002年11月	(株)アパマンショップ・コンサルタンツが投資用アパートメント斡旋・販売・受注事業を展開するため、事業内容を反映した「(株)アパマンショップホームプランナー」に商号変更
2002年12月	首都圏におけるプロパティ・マネジメント事業の更なる営業基盤を強化するため、(株)サンリツメンテの全株式を取得し子会社化
2002年12月	(株)アパマンショップホームプランナーが不動産オーナーから当該物件をサブリースすること等を行うため、(株)アパマンショップ保証を設立
2003年6月	プロパティ・マネジメント事業の一体化、経営の効率化のため、(株)グリーンボックス管理を吸収合併
2003年6月	グループ全体の経営効率化を図るため、(株)ウェブポータルを吸収合併
2003年9月	プロパティ・マネジメント事業の今後の事業展開を勘案し、(株)サンリツメンテの株式を譲渡
2003年12月	アパートや戸建住宅の建築事業において商品を多様化するため、(株)グランビルの株式を子会社(株)アパマンショップホームプランナーが追加取得し子会社化
2004年6月	AM事業の一体化、経営の効率化のため、子会社(株)アパマンショップホームプランナーが(株)グランビルを吸収合併
2004年6月	大阪地区のプロパティ・マネジメント事業の業容拡大のため、(株)住通サービスの全株式を取得し子会社化
2004年9月	プロパティ・マネジメント事業の今後の事業展開を勘案し、(株)住通サービスの株式を譲渡するとともに、同社の賃貸管理業の営業権を譲受け
2004年10月	第三者割当による新株式12,802株を発行
2005年3月	当社及び当社グループのFC事業・プロパティ・マネジメント事業・AM事業での不動産事業の強化のため、小倉興産(株)の株式を取得し子会社化
2005年4月	第三者割当による新株式90,000株を発行

2005年 5 月	AM事業の強化のため、㈱鈴木工務店と資本・業務提携を実施
2005年 9 月	当社グループ全体の経営効率化を図るため、㈱アパマンショップ北海道を吸収合併
2005年 9 月	海外事業展開の一環として、韓国ソウルのUni assetの子会社の全株式を取得し、アパマンショップ코리아に商号変更
2005年 9 月	不動産事業に特化するため、子会社小倉興産㈱の石油事業を小倉興産エネルギー㈱に譲渡
2005年11月	北海道地区での活動を強化するため、駒矢ビル㈱の全株式を取得し子会社化
2005年11月	不動産情報に特化したWEBポータルサイト構築と不動産情報提供サービスの強化のため、㈱システムソフトを子会社化
2006年 3 月	コンストラクションマネジメント事業への進出とAM事業の体制強化のため、㈱鈴木工務店の第三者割当増資を引受け子会社化
2006年 4 月	普通株式1株を3株に分割
2006年 5 月	事業再編のため、子会社㈱アパマンショップリーシングが㈱アパマンショッププロパティ及び㈱アパマンショップ東海を吸収合併
2006年 7 月	㈱アパマンショップネットワーク（旧商号：㈱ASNネットワーク）、㈱アパマンショップリーシング及び㈱ASNアセットマネジメントの3社に事業を分割承継し、持株会社体制に移行 商号を「㈱アパマンショップネットワーク」から「㈱アパマンショップホールディングス」に変更
2006年 7 月	事業再編のため、小倉興産㈱を吸収合併し、子会社小倉興産プロパティ㈱が商号を「小倉興産㈱」に変更
2006年 9 月	事業再編のため、子会社㈱アパマンショップリーシングが㈱アパマンショップマンスリーを吸収合併
2006年 9 月	事業再編のため、子会社㈱ASNアセットマネジメントが㈱アパマンショップホームプランナーを吸収合併
2006年 9 月	北海道地区での賃貸斡旋事業、プロパティ・マネジメント事業の強化のため、子会社㈱アパマンショップリーシングが㈱日本地建グループの株式を取得し子会社化
2007年 4 月	子会社㈱鈴木工務店が商号を「㈱AS-SZKi」に変更
2007年 4 月	ファンド事業等の業容拡大及びパーキング事業の強化のため、㈱パレックスの株式を取得し子会社化
2007年 6 月	事業再編のため、子会社㈱AS-SZKiが㈱ASNアセットマネジメントを吸収合併
2007年10月	事業再編のため、子会社㈱アパマンショップリーシングが大地不動産㈱を吸収合併
2008年 3 月	事業再編のため、子会社㈱アパマンショップリーシングが㈱ロッシュを吸収合併
2008年 3 月	斡旋事業及びプロパティ・マネジメント事業の業容拡大のため、㈱インボイスRMの株式を取得し子会社化
2008年 6 月	海外事業展開の一環として、子会社㈱アパマンショップリーシングがタイバンコクに現地法人APAMANS SHOP（THAILAND）Co., Ltd. を設立
2008年 7 月	事業再編のため、子会社小倉興産㈱が小倉興産ビルサービス㈱を吸収合併
2009年 2 月	㈱インボイスRMの商号を「㈱アパマンショップサブリース」に変更
2009年 6 月	通信事業の取次推進を図るため、㈱エイエス・コミュニケーションズを設立
2009年11月	第三者割当による新株式325,984株を発行
2010年10月	事業再編のため、㈱アパマンショップネットワークが㈱エイエス出版を吸収合併
2011年 3 月	事業再編のため、㈱アパマンショップネットワークが㈱ターナラウンドREを吸収合併
2011年 3 月	第三者割当によるA種優先株式654,546株を発行
2011年 7 月	事業再編のため、㈱AS-SZKiの建設・開発事業を会社分割し、㈱鈴木工務店に事業承継
2012年 1 月	事業再編のため、小倉興産㈱の全株式を譲渡
2012年 7 月	㈱日本地建の建設事業及び賃貸斡旋事業の一部、㈱カンリのプロパティ・マネジメント事業の一部を日本地建㈱に事業承継 ㈱アパマンショップリーシングが、事業承継後の㈱日本地建と㈱カンリを吸収合併
2012年 7 月	事業再編のため、㈱アパマンショップネットワークが駒矢ビル㈱を吸収合併

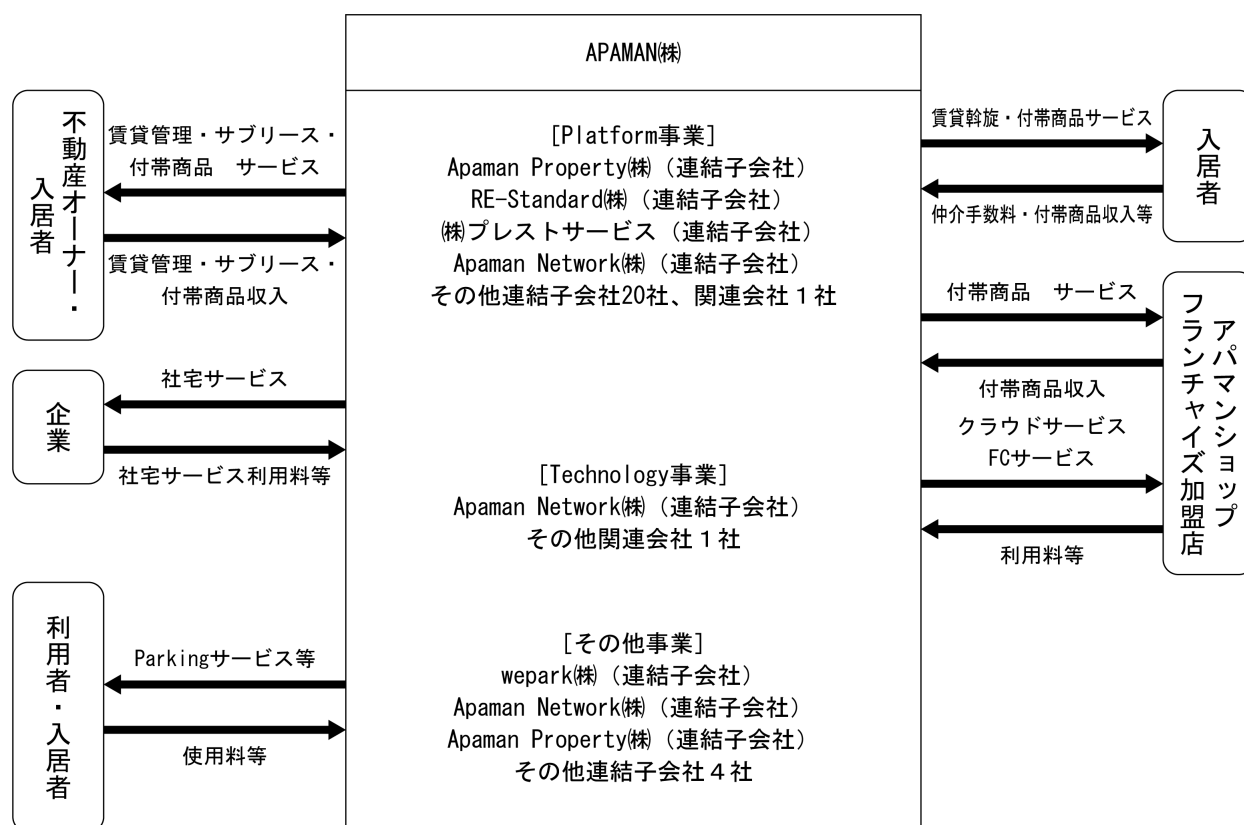
2013年 1 月	(株)システムソフトがパワーテクノロジー(株)を吸収合併したことにより、(株)システムソフト及び傘下の子会社を連結子会社から持分法適用関連会社に変更
2013年 7 月	東京証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、(株)東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）に上場
2013年10月	事業再編のため、(株)アパマンショップリージングが(株)A S - S Z K i を吸収合併
2014年 4 月	普通株式 1 株を10株に分割並びに普通株式の単元株式数100株、A種優先株式の単元株式数を 1 株とする単元株制度採用
2014年 5 月	海外事業展開の一環として、Stasia Capital Hong Kong Limited（ステイジア香港）の株式を取得し、同社及び百特豪世房地產諮詢（上海）有限公司（ベターハウス）を子会社化
2014年 7 月	事業再編のため、(株)アパマンショッブサブリースが(株)パレックスを吸収合併
2015年 7 月	A種優先株式の全てを取得し、消却
2015年 9 月	事業再編のため、旧(株)あるある C i t y の事業の一部を新設子会社の(株)あるある（2015年 9 月に(株)あるある C i t y に商号変更）へ譲渡し、旧(株)あるある C i t y を(株)アパマンショッブサブリースが吸収合併
2017年 4 月	本社を東京都千代田区大手町に移転
2017年 4 月	(株)アパマンショッブネットワークの商号を「A p a m a n N e t w o r k (株)」に変更
2017年10月	(株)アパマンショップリージングの商号を「A p a m a n P r o p e r t y (株)」に変更
2018年 1 月	商号を(株)アパマンショッブホールディングスから「A P A M A N (株)」に変更
2018年 5 月	P l a t f o r m 事業拡大のため、A p a m a n P r o p e r t y (株)が(株)プレストサービスの株式を取得し子会社化
2020年 9 月	事業再編のため、A p a m a n P r o p e r t y (株)が(株)アパマンショップリージングを吸収合併
2020年 9 月	事業再編のため、A p a m a n N e t w o r k (株)が(株)アライアンスパートナーを吸収合併
2021年 1 月	事業再編のため、(株)システムソフトがfabbit(株)を吸収合併
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所 J A S D A Q（スタンダード）からスタンダード市場へ移行
2022年 8 月	本社を東京都千代田区丸の内に移転

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社27社及び関連会社2社（持分法適用会社）により構成されております。テクノロジーを核とした革新的なサービスを提供するグローバル企業を目指し、「Platform事業」（賃貸斡旋、賃貸管理、社宅及びこれらに関連するサービス提供）、「Technology事業」（FC加盟店に対するクラウドシステムやITサービス等のシステム提供）を主軸として、その他事業（パーキング、fabbit事業、不動産賃貸や商業施設の運営管理等）を展開しております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

これらの事業の主な内容、各事業における当社、連結子会社及び関連会社の位置付け等は次のとおりであります。



(注) 各社の主要な事業内容にて記載しております。

(1) Platform事業

賃貸管理業務は、アパート・マンションの所有者（不動産オーナー）から賃貸管理を受託しております。また、サブリース業務は、不動産オーナーから不動産物件を借り上げ、当社グループが貸主となって入居者に対し賃貸を行っております。

賃貸斡旋業務は、賃貸斡旋店舗の直営店にて賃貸仲介を行っております。

社宅業務は、企業に対して社宅借上サービスや社宅斡旋サービスの提供を行っております。

関連サービス業務は、不動産オーナー、入居者ないしFC加盟店に対して、付帯商品やサービス（保険、緊急駆けつけ、家賃保証の取次等）の提供を行っております。

(2) Technology事業

主にFC加盟店に対して、アパマンショップオペレーションシステム（AOS）等の基幹システムを始めとしたシステムやFCサービス等の提供を行っております。

(3) その他事業

主にパーキング事業、fabbit事業、不動産の賃貸、商業施設の運営管理等を行っております。

4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	摘要
A p a m a n N e t w o r k ㈱	東京都千代田区	100	Platform、 Technology、 その他	99.0	・ 役員の兼任あり ・ 事務所の賃貸あり ・ 業務委託契約あり ・ 資金援助あり	(注) 2 7 9 10
A p a m a n P r o p e r t y ㈱	東京都千代田区	100	Platform、 その他	99.0	・ 役員の兼任あり ・ 事務所の賃貸あり	(注) 2 4 5 8 11
㈱アパマンショップサブリース	東京都千代田区	—	Platform	100.0	—	
w e p a r k ㈱	大阪府大阪市 福島区	58	その他	100.0 (51.7)	・ 資金援助あり	(注) 3 4
Global Capital Investments Holdings Limited	中国香港	千HKドル 10	Platform	100.0	・ 資金援助あり	(注) 6
百特豪世房地產諮詢（上海）有限公司 （ペターハウス）	中国上海市	千USドル 500	Platform	70.0 (70.0)	—	(注) 3 6
A P A M A N S H O P T H A I L A N D C o . , L t d .	タイ国 バンコク	千バーツ 10,000	Platform、 その他	49.0 (49.0)	・ 資金援助あり	(注) 3 5
㈱アメニティーハウス	愛媛県松山市	30	Platform	100.0 (100.0)	—	(注) 3 5
A p a m a n E n e r g y ㈱	東京都千代田区	10	Platform	100.0 (100.0)	・ 資金援助あり ・ 事務所の賃貸あり	(注) 3 5
A p a m a n U . S . A . , C o r p .	米国 カリフォルニア州	千USドル 50	その他	100.0 (100.0)	—	(注) 3 7 12
F A B B I T P H I L I P P I N E S I N C .	フィリピン国 マニラ	千ペソ 79	その他	99.9	・ 資金援助あり	
満室経営ネットワーク㈱	東京都千代田区	5	Platform	100.0	—	
㈱プレストサービス	福岡県福岡市 博多区	10	Platform	100.0 (100.0)	・ 事務所の賃貸あり	(注) 3 5

RE-S t a n d a r d ㈱	東京都千代田区	10	Platform	100.0 (58.2)	・資金援助あり	(注) 3 9
M i L I F E ㈱	東京都千代田区	10	Platform	85.0 (85.0)	—	(注) 3 7
ファーストリビング㈱	宮城県宮崎市	4	Platform	100.0 (100.0)	—	(注) 3 5
㈱ガスプロ	福岡県福岡市 博多区	10	Platform	100.0 (100.0)	—	(注) 3 5
レンタルハウス㈱	和歌山県和歌山市	40	Platform	100.0 (100.0)	—	(注) 3 5 8
㈱ASK	和歌山県和歌山市	3	Platform	100.0 (100.0)	—	(注) 3 8
和太不動産股份有限公司	台湾臺北市	千TWドル 8,000	Platform	95.0	・資金援助あり	
㈱C l a s s H o m e	北海道札幌市 中央区	10	Platform	100.0 (100.0)	・資金援助あり	(注) 3 5
㈱マイハウス	茨城県守谷市	10	Platform	100.0 (100.0)	—	(注) 3 5
スミタスパートナー㈱	北海道札幌市 北区	10	Platform、 その他	100.0 (100.0)	・事務所の賃貸あり	(注) 3 5
㈱ディー・プラン	山梨県甲斐市	1	Platform	100.0 (100.0)	—	(注) 3 5
㈱ジェイケイホーム	大阪府堺市北区	10	Platform	100.0 (100.0)	—	(注) 3 5
㈱エリアプランニング	新潟県新潟市 西区	1	Platform	100.0 (100.0)	—	(注) 3 5
東京ビッグハウスコミュニティ㈱	大阪府大阪市 西区	10	Platform	100.0 (100.0)	—	(注) 3 5

(注) 1. 主要な事業内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

4. wepark㈱は、当社とApaman Property㈱が所有しております。

5. APAMANSHOP THAILAND Co., Ltd.、㈱アメニティーハウス、Apaman Energy㈱、㈱プレストサービス、ファーストリビング㈱、㈱ガスプロ、レンタルハウス㈱、㈱Class Home、㈱マイハウス、スミタスパートナー㈱、㈱ディー・プラン、㈱ジェイケイホーム、㈱エリアプランニング及び東京ビッグハウスコミュニティ㈱は、Apaman Property㈱が所有しております。

6. 百特豪世房地產諮詢(上海)有限公司(ベターハウス)は、Global Capital Investments Holdings Limitedが所有しております。

7. Apaman U. S. A., Corp. 及びMi LIFE㈱は、Apaman Network㈱が所有しております。

8. ㈱ASKはApaman Property㈱とレンタルハウス㈱が所有しております。

9. RE-S t a n d a r d ㈱は、当社とApaman Network㈱が所有しております。

10. Apaman Network(株)については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報

(1) 売上高	9,073百万円
(2) 経常利益	140百万円
(3) 当期純損失(△)	△53百万円
(4) 純資産額	6,661百万円
(5) 総資産額	11,796百万円

11. Apaman Property(株)については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主な損益情報

(1) 売上高	27,275百万円
(2) 経常利益	1,029百万円
(3) 当期純利益	1,436百万円
(4) 純資産額	10,534百万円
(5) 総資産額	17,859百万円

12. 債務超過会社であり、2023年9月末時点で債務超過額は1,135百万円であります。

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	摘要
(株)システムソフト	東京都千代田区	1,706	Technology	24.3 (14.0)	・ 役員の兼任あり	(注) 1 2 3
アーキテクト・スタジオ・ジャパン(株)	東京都千代田区	740	Platform	29.0 (29.0)	—	(注) 1 2 4

(注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

2. (株)システムソフト及びアーキテクト・スタジオ・ジャパン(株)は、有価証券報告書を提出しております。

3. (株)システムソフトは、当社及びApaman Network(株)が所有しております。

4. アーキテクト・スタジオ・ジャパン(株)は、Apaman Network(株)が所有しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
P l a t f o r m	892（ 91 ）
T e c h n o l o g y	84（ 63 ）
その他事業	38（ 0 ）
全 社（共 通）	51（ 1 ）
合 計	1,065（156）

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、顧問及びグループ外からの当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員数）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2023年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
51（ 1 ）	41.83	9.76	4,866,863

セグメントの名称	従業員数（人）
全 社（共 通）	51（ 1 ）
合 計	51（ 1 ）

- (注) 1. 従業員数は就業人員（顧問及び社外からの当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員数）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

② 連結子会社

当事業年度								補足説明
名称	管理職に 占める 女性労働者 の割合(%) (注2)	男性労働者の 育児休業取得率(%) (注2)			労働者の男女の 賃金の差異(%) (注1)			
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
Apaman Property(株)	—	—	—	—	48.0	57.3	63.9	—
Apaman Network(株)	—	—	—	—	36.5	64.4	37.7	—

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものです。

2. 管理職に占める女性労働者の割合及び男性労働者の育児休業取得率については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年 法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務に基づく公表項目として選択しておらず公表していないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは以下の経営理念、経営方針を掲げ、企業価値の向上と事業規模の拡大、利益向上に努めております。

経営理念

- 一、全社員とその家族の幸せを物心ともに追求する。
- 一、謙虚にして驕らず人格を高め地域社会に貢献する。
- 一、お客様に喜んで頂けることを業務とする。

経営方針

- 一、法令とその精神を遵守し、公正な企業活動を通じて社会から信頼される企業を目指します。
- 一、先端技術や先端ビジネスモデルを取り入れ、価値あるサービスを社会へ提供します。
- 一、社業を通じて業界の質的向上に貢献します。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、適正な利益の確保及び事業の発展を通じた企業価値の継続向上を目指しており、営業利益を経営指標の一つとしております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

「P l a t f o r m事業」は、オンラインや不動産DXの推進、顧客サービス、既存収益の向上に加え、管理受託の強化等による管理戸数増加や借上社宅事業の拡大等、ストック収益の拡大に努めてまいります。

「T e c h n o l o g y事業」は、主にFC加盟企業に対して、基幹システムやクラウドサービス等のAPAMAN DXサービスの提供を推進してまいります。

(4) 優先的に対処すべき課題

当社グループの属する賃貸不動産業界は、参入障壁が比較的低く、企業間の競争が激しさを増しております。また、価値観や社会構造の変化にも柔軟に対応すべく、当社グループは次の課題に取り組んでまいります。

- ・ オンライン・APAMAN DXの推進、デジタルシフト等による生産性・業務効率の向上
- ・ Q S C（品質・サービス・清潔さ）の更なる向上による顧客満足度の向上
- ・ 従業員の待遇改善や職場環境の整備等による従業員エンゲージメントの向上
- ・ スtock収益拡大のための管理受託強化、借上社宅拡大
- ・ コーポレート・ガバナンスの充実

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社が判断したものであります。

（１）ガバナンス

当社グループは、「全社員とその家族の幸せを物心ともに追及する」「謙虚にして驕らず人格を高め地域社会に貢献する」「お客様に喜んで頂けることを業務とする」を経営理念として掲げ、持続的成長、中長期的な企業価値の向上を目指しております。

「第４ 提出会社の状況 ４ コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のコーポレート・ガバナンス体制の下、グループ経営会議及び取締役会において、サステナビリティ関連のリスク及び機会の評価、管理・監督に取り組んでおります。

（２）戦略

人材の多様性を確保することは、優秀な人材、異なる視点の発想の相乗によるイノベーションの創出につながるものと考え、女性、外国人、様々な職歴をもつキャリア人材の採用を行うとともに、従業員エンゲージメントの向上を重要課題の一つと捉え、継続的に従業員の待遇向上及び社内環境の整備に努めております。また、人材育成に関しては、社内研修の実施、宅地建物取引士等の資格手当の拡充等を通じ、実施しております。当連結会計期間においては主に次の施策を実施しております。

- ・ ベースアップ

- ・ 各種制度の新設・見直し（確定拠出年金制度の導入・資格手当の拡充等）

また、社内環境の整備に関しては次の制度を導入しております。

- ・ 独立支援制度（直営店舗従業員が独立しアパマンショップフランチャイズ加盟店となることを希望した場合に、貸付等様々な支援を行う制度）

- ・ 業務限定社員制度（業務を限定した上で、働きたい曜日、日数、時間を自由に選択できる制度）

（３）リスク管理

当社グループでは、リスク管理体制の基底となるリスク管理規程及びリスク管理実施要領を定め、リスク管理体制の構築を推進しております。また、リスク管理委員会を設置しており、定期的に当該委員会を開催し、リスクの把握・管理に努めております。詳細については、「第４ 提出会社の状況 ４ コーポレート・ガバナンスの状況等 ③企業統治に関するその他の事項」に記載しております。

（４）指標及び目標

当社グループは、上記「（２）戦略」において記載した、人材育成方針及び社内環境整備方針について、管理職に占める女性労働者の割合等の具体的な目標設定は定めておりませんが、今後も、従業員エンゲージメントの向上に向け、従業員の待遇向上及び社内環境整備の拡充を推進してまいります。なお、2023年9月末時点の主な指標については次の通りです。

全従業員に占める女性労働者の割合	55.2%
管理職に占める女性労働者の割合	17.7%
外国人労働者の人数	61名
管理職に占める中途採用者比率	90.1%
宅地建物取引士数	324名

3【事業等のリスク】

以下におきまして、当社グループの事業展開に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

①店舗のフランチャイズ方式運営について

当社グループは、不動産賃貸斡旋店をフランチャイズ（F C）方式で行っております。

当社グループが優良なサービスを維持できなくなった場合、他社が当社グループ以上のサービスを行った場合、一部のF C加盟店において低水準のサービス提供もしくは違法行為等がありF C全体のイメージダウンとなった場合、又はF C加盟企業が集団で独自の事業展開を志向した場合等に、F C加盟店舗数が減少し又は伸び悩み、当社グループの経営成績に悪影響を与える可能性があります。

②システムについて

当社グループにおいて、システム開発はT e c h n o l o g y事業基盤と深く関係しており、F C加盟店が必要とするシステムの自社開発又は他社への委託もしくは他社からのシステム購入等は重要な経営課題であると考えております。新システムの開発、購入等には多額のコストが必要とされる可能性があり、その結果、当社グループの経営成績に悪影響を与える可能性があります。

更に、当社は、コンピュータシステム、データベースのバックアップを行っていますが、当社システムの故障、大規模広域災害、又はコンピュータウイルス等によるデータベースへの影響又はサービスの中断により、当社が損害を被り、又はF C加盟店、不動産オーナー、入居者もしくは入居希望者に損害の賠償を請求される可能性があり、その結果当社グループの経営成績に悪影響を与える可能性があります。当社グループのW E Bサイトは、一般消費者へ無料で公開しており、一定期間システムが停止したとしても、一般消費者から損害賠償請求を受ける可能性は少ないと考えておりますが、そのような事態が度重なれば、W E Bサイト自体の信用を失うことになり、当社グループの経営成績に悪影響を与える可能性があります。

③P l a t f o r m事業におけるプロパティ・マネジメント業務における原状回復工事等について

当社グループは、P l a t f o r m事業におきまして、賃貸借契約の契約当事者である入居者・不動産オーナーから入居者退去時に原状回復工事を請け負っております。東京都では「東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例」が施行され原状回復工事にかかる費用は、入居者の故意・過失の場合以外は不動産オーナーの負担となることが明確に示されました。当社グループは原状回復工事にかかる費用負担についてはかねてより定額制を導入しておりますが、実費精算のケースも多く、原状回復工事にかかる当社グループの収益が減少する可能性があります。

更に、今後当該条例が当社グループの営業エリアである全国主要都市に普及した場合には当社グループの経営成績に悪影響を与える可能性があります。

④国内不動産市況について

当社グループのP l a t f o r m事業は、国内不動産市況の動向に大きな影響を受けております。

T e c h n o l o g y事業におきましては、F C加盟企業を通して間接的に不動産賃貸市況の影響を受けております。

また、賃金水準の動向、賃貸借契約の更改状況及び空室状況等による影響を直接的に受けております。

更に、不動産市況が下落した場合には、当社グループの保有する有形固定資産の減損が発生する可能性があります。

今後、現在の国内不動産市況の低迷が長期化した場合又は悪化する場合には、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に悪影響を与える可能性があります。

⑤有利子負債について

当社グループは、事業展開に伴う必要資金を主に金融機関からの借入金により調達しております。当社グループの資金調達に関して当社グループの業績や財務状況の悪化、風説、風評の流布等が発生した場合、あるいは金融不安等が発生した場合には、必要な資金を合理的な条件で確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。また、今後の金利動向に著しい変化が生じた場合には支払利息の増加等により、当社グループの経営成績に悪影響を与える可能性があります。

⑥繰延税金資産について

当社グループは、将来の課税所得に関する予測に基づき当連結会計年度末時点の連結貸借対照表において671百万円を計上しております。しかしながら、今後の当社グループの業績等に応じ、繰延税金資産の額に見合う課税所得の見込額が得られないと当社が判断した場合には、当社は、繰延税金資産の計上額を減額することがあり、その結果、当社グループの財政状態、経営成績に悪影響を与える可能性があります。

⑦事業展開に伴う人材確保について

当社グループは、不動産情報ネットワークをプラットフォームとして事業を展開しており、また海外への事業展開も行っております。これらの事業を展開していく上で、役職員には不動産ビジネスに関する高度な専門知識が求められると考えており、当社グループが要望するスキルを有する優秀な人材をいかに確保し教育していくかが重要な課題と考えております。もし必要な人材を十分に確保又は教育できない場合、今後の事業展開に支障をきたす可能性があるとともに、当社グループの経営成績に悪影響を与える可能性があります。

⑧固定資産及びのれんの減損リスクについて

当社グループは、Technology事業を中心にシステム開発を行い、その他事業においてコワーキングスペースの内装等の設備投資を行っております。また、事業の成長拡大に向け、M&Aを実施しております。その結果、有形固定資産、のれん及びその他の無形固定資産を有しております。

当該資産については、減損テストの結果、資産の簿価が回収できないと認められた場合、減損損失を認識する必要があります。

多額の減損損失を認識した場合、当社グループの財政状況及び業績に大きな影響を与える可能性があります。

⑨出資金、貸付金等の評価損失及び貸倒引当金計上リスクについて

当社グループは、将来性が期待される成長企業や安定的な取引関係の構築や維持強化のため、出資ないし貸付を行う場合があります。出資ないし貸付先の財政状況によって、評価損ないし貸倒引当金等を認識する必要が生じます。

多額の評価損失等を認識した場合、当社グループの財政状況及び業績に大きな影響を与える可能性があります。

⑩情報の管理について

当社グループのPlatform事業及びTechnology事業における当社データベースには、FC加盟企業からの賃貸物件登録により物件情報及び不動産オーナーの情報等がデータとして蓄積されます。また、入居希望者が当社グループのホームページ上で賃貸物件を検索する際に個人の情報データとして蓄積される場合があります。更に、入居者及び不動産オーナーの情報等が当社グループの賃貸管理システム等に登録されております。

これらの情報については、当社グループにおいて守秘義務があり、社内管理体制の強化や外部侵入防止のためのシステム採用により漏洩防止を図っております。しかしながら、社内管理体制の問題又は社外からの侵入等によりこれらのデータが外部に漏洩した場合、当社グループへの損害賠償請求や信用の低下等により当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に悪影響を与える可能性があります。

⑪不動産関連法制等の変更について

当社グループは、各事業の遂行に関連する宅地建物取引業法、賃貸不動産管理業者登録制度、国土利用計画法、建設業法、建築基準法、都市計画法、不当景品類及び不当表示防止法等の不動産関連法制に改廃や新設が行われた場合には、今後の事業展開に支障をきたす可能性があるとともに、当社グループの経営成績に悪影響を与える可能性があります。

⑫天災地変等について

当社グループは、地震や風水害等の天災地変又は突発的な事故の発生により、各事業におきまして、保有する資産の毀損・滅失や締結している賃貸管理契約・サブリース契約等が契約解除になるおそれがあり、その場合、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に悪影響を与える可能性があります。

⑬感染症について

新型コロナウイルス感染症のような感染症の拡大により、直営賃貸幹旋店舗やコワーキング施設の一時休止ないし閉鎖、営業目的有価証券取引の停滞、フランチャイズ加盟店に対する支援や従業員、従業員家族に対する衛生用品の緊急配賦等による損失等、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に悪影響を与える可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度（2022年10月1日から2023年9月30日まで）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行しその影響が緩和されつつある一方、ウクライナ情勢の長期化や世界的なインフレ懸念に伴う海外諸国の政策金利の引き上げ、急激な為替相場の変動、原油価格・原材料費の高騰など、先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社グループは、テクノロジーを核とした革新的なサービスを提供するグローバル企業を目指し、日本最大級の店舗数を誇る賃貸住宅仲介業店舗「アパマンショップ」ブランドの最大限の活用やAPAMAN DXの推進を行うとともに、顧客サービスの強化、既存収益の向上や資産圧縮などに取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高457億85百万円（前年同期比1.9%増）、営業利益20億42百万円（前年同期比7.9%増）、経常利益13億12百万円（前年同期比7.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益5億73百万円（前年同期比118.8%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

(Platform事業)

Platform事業は、主に、賃貸斡旋、賃貸管理に関連する莫大なデータベースに対して、データマイニングやマーケティングを実施しております。

当連結会計年度においては、引き続き、オンラインの推進等による業務効率向上を図るとともに、顧客サービスや既存収益の向上に注力し、賃貸管理・サブリースの入居率向上に努めてまいりました。管理戸数は、88,663戸（前年同期比1,945戸減）となり、直営店の契約店舗数は70店舗（前年同期比1店舗減）となりました。また、借上社宅については借上社宅提携社数が132社（前年同期比17社増）、社宅斡旋提携社数が3,443社（前年同期比254社増）となりました。

その結果、当連結会計年度のPlatform事業の売上高は368億8百万円（前年同期比2.0%増）、営業利益は27億96百万円（前年同期比5.7%増）となりました。

(Technology事業)

Technology事業は、主にFC加盟企業に対して、様々なクラウドサービスやFCサービスを提供しております。

当連結会計年度においては、引き続き、基幹システムを始めとしたシステム開発を行うとともに、オンライン推進、生産性向上に努めてまいりました。また、APAMAN DXの推進に伴い、無形固定資産、及び、減価償却費が増加しております。

その結果、当連結会計年度のTechnology事業の売上高は80億67百万円（前年同期比1.7%増）、営業利益は6億72百万円（前年同期比29.4%減）となりました。

(その他事業)

その他事業は、主にコインパーキングやfabbit施設の一部運用、不動産賃貸業や商業施設の運営管理業務を行っております。

コインパーキングを除き、その他事業においては、従前からの傾向に引続き、当該業務規模は縮小しております。

その結果、当連結会計年度のその他事業の売上高は18億8百万円（前年同期比1.0%増）、営業損失は6億25百万円（前期9億59百万円の営業損失）となりました。

流動資産

当連結会計年度末における流動資産の残高は167億56百万円（前連結会計年度比3億5百万円の増加）となりました。これは主に、現金及び預金の増加等によるものであります。

固定資産

当連結会計年度末における固定資産の残高は181億87百万円（前連結会計年度比9億7百万円の減少）となりました。これは主に、のれんの減少等によるものであります。

流動負債

当連結会計年度末における流動負債の残高は133億26百万円（前連結会計年度比13億74百万円の増加）となりました。これは主に、短期借入金の増加等によるものであります。

固定負債

当連結会計年度末における固定負債の残高は170億49百万円（前連結会計年度比22億27百万円の減少）となりました。これは主に、長期借入金の減少等によるものであります。

純資産

当連結会計年度末における純資産の残高は45億67百万円（前連結会計年度比2億51百万円の増加）となりました。これは主に、利益剰余金の増加等によるものであります。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度に比べ5億81百万円増加し、88億94百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による収入は31億46百万円（前年同期30億13百万円の収入）となりました。この主な要因は、税金等調整前当期純利益の4億93百万円の増加等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による支出は1億24百万円（前年同期27億29百万円の支出）となりました。この主な要因は、無形固定資産の取得による支出の15億38百万円の増加等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による支出は24億41百万円（前年同期8億57百万円の収入）となりました。この主な要因は、長期借入れによる収入の17億87百万円の減少等によるものであります。

③生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループにおきましては、提供するサービスの性質上、生産実績の記載に馴染まないため、省略しております。

b. 受注状況

生産実績と同様の理由により、記載しておりません。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年比（％）
P l a t f o r m	36,778	102.0
T e c h n o l o g y	7,197	101.5
その他事業	1,808	101.0
合 計	45,785	101.9

（注） 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2. 金額は、販売価格によっております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

①重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 当社グループの当連結会計年度の経営成績等

「(1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

b. 当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因

「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

c. 当社グループの資本の財源及び資金の流動性

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループは、オンライン・APAMAN DXの推進、デジタルシフトによる生産性・業務効率の向上を図るとともに、品質向上、ストック収益拡大のための管理受託強化、借上社宅の拡大を図っていくことを考えております。

これらの資金需要については、営業キャッシュ・フローの他、外部借入による資金調達等も含め、最適な手段を選択する予定です。

5【経営上の重要な契約等】

(フランチャイズ契約)

当社連結子会社のApaman Network(株)は、アパマンショップの商標を利用した不動産賃貸斡旋店舗の運営希望者に対して「アパマンショップネットワーク加盟契約」を締結することでフランチャイズの付与を行っております。なお、契約の要旨は次のとおりであります。

共通事項		1. 加盟店の呼称を統一する。 2. 契約期間は2年(2年毎の更新)とする。 3. 加盟店の出店テリトリーを定める。 4. 契約期間内であっても、原則として契約残存期間(更新後の場合も同様)のASシステム利用料相当額を一括で支払うことにより解約できる。	
料金形態	一般加盟店	初期基本費用	1. 加盟金は、出店地域により異なり、1店舗につき新規の場合100万円～300万円(税別)、増店の場合25万円～75万円(税別)とする。 2. 広告分担協力金は、1店舗につき新規の場合10万円(税別)、増店の場合5万円(税別)とする。
		月額基本費用	1. ASシステム利用料(ロイヤリティ相当額)は、原則として、1店舗あたり、月額7万円(税別)とする。 2. 広告分担金は、出店地域により異なり、1店舗あたり月額0万～12万円(税別)とする。 3. トータルメディアパック費用は、出店地域により異なり、1店舗あたり月額6.5万円～9万円(税別)とする。 4. インターネット物件公開費用は、掲載物件の反響数に応じた反響課金制であり、反響実績に応じた費用を請求する。
	JFC	初期基本費用	1. 加盟金は、1店舗につき新規の場合150万(税別)、増店の場合100万円(税別)とする。 2. 広告分担協力金は、1店舗につき新規の場合10万円(税別)、増店の場合5万円(税別)とする。
		月額基本費用	1. ASシステム利用料(ロイヤリティ相当額)は、原則として、1店舗あたり、月額売上総利益の5%(税別)とする。 2. 広告分担金は、出店地域により異なり、1店舗あたり月額0万～12万円(税別)とする。 3. トータルメディアパック費用は、出店地域により異なり、1店舗あたり月額6.5万円～9万円(税別)とする。 4. インターネット物件公開費用は、掲載物件の反響数に応じた反響課金制であり、反響実績に応じた費用を請求する。

(注) 1. 2011年10月1日より料金改定しております。

2. 上記以外にも、サービス利用や機器導入に伴い、初期費用、月額費用が発生する場合があります。

3. ASシステム利用料、トータルメディアパックについては、複数出店の場合(一定の店舗数以上)に割引があります。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資は、総額で596百万円であります。これは主に、T e c h n o l o g y 事業における基幹システム、関連システムの開発及び改修費用であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2023年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	ソフト ウェア (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都千代田区)	全社セグ メント	本社機能	194	—	36	1	233	51

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具備品であります。
2. 現在休止中の設備はありません。
3. 上記のほかリース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

名 称	数量	リース期間 (年)	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
次世代AOS (所有権移転ファイナンス・リース) (注)	一式	7	241	1,370
次世代AOS (所有権移転ファイナンス・リース) (注)	一式	7	36	235

(注) 当社連結子会社であるApaman Network株式会社へ転貸しております。

(2) 国内子会社

2023年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	ソフト ウェア (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
Apaman Property(株)	札幌地区他 (北海道札幌市他)	その他 事業	賃貸物件	268	243 (3,417.04)	—	—	511	—
Apaman Network(株)	東京都 千代田区	Technology	基幹システム他	—	—	2,884	—	2,884	84

(注) ソフトウェアにはソフトウェア仮勘定を含んでおります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
Apaman Network(株)	東京都 千代田区	Technology	基幹システ ム他	619	—	手元資金	2022年 10月	2024年 6月	(注) 1
Apaman Network(株)	東京都 千代田区	Technology	賃貸管理シ ステム	669	51	手元資金	2023年 4月	2025年 12月	(注) 1

(注) 1. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	41,350,000
計	41,350,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株） (2023年9月30日)	提出日現在発行数（株） (2023年12月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,438,060	18,438,060	(株)東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	18,438,060	18,438,060	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

2020年1月31日開催の当社取締役会決議によるもの

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 8 [7]
新株予約権の数（個）※	2,400 [2,300]
新株予約権の目的となる株式の種類※	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）※	240,000 [230,000]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	827（注）1
新株予約権の行使期間※	自 2021年1月1日 至 2025年8月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）※	発行価格 827 資本組入額 414
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2023年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年11月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 本新株予約権の割当日後当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または合併）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の処分の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、下記(a)乃至(f)に定められるいずれかの時期において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書）に記載された営業利益が、金1,800,000,000円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができる。ただし、本新株予約権に関する株式報酬費用が計上されている場合には、当該影響額を営業利益に加算した、株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合、その他これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - (a) 2020年9月期の下半期
 - (b) 2021年9月期の上半期または下半期
 - (c) 2022年9月期の上半期または下半期
 - (d) 2023年9月期の上半期または下半期
 - (e) 2024年9月期の上半期または下半期
 - (f) 2025年9月期の上半期
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社

（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

- 再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注） 1 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注） 5. ③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注） 2 に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記（注） 3 に準じて決定する。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記（注） 4 に準じて決定する。
 - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

2022年2月10日開催の当社取締役会決議によるもの

付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3 当社子会社の取締役 13 [12] 当社子会社の従業員 2 社外協力者 1
新株予約権の数（個）※	1,150 [1,085]
新株予約権の目的となる株式の種類※	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）※	115,000 [108,500]
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	487（注）1
新株予約権の行使期間※	自 2022年3月18日 至 2032年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 487 資本組入額 244
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

※ 当事業年度の末日（2023年9月30日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2023年11月30日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または合併）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の処分の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

2. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当日から行使期間の末日に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の3ヶ月間（当日を含む63取引日）の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となった場合、倒産した場合、その他本新株予約権の割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をした場合
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社

（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1 で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）5. ③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）2 に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件
上記（注）3 に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件
上記（注）4 に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2023年2月6日 (注)	80,000	18,438,060	18	8,021	18	823

(注) 1. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。

発行価格 469円00銭

資本組入額 234円50銭

割当先 当社取締役（社外取締役を除く）2名

(5) 【所有者別状況】

2023年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	2	11	88	19	20	4,482	4,622	—
所有株式数 （単元）	—	384	4,786	88,820	37,224	209	51,727	183,150	123,060
所有株式数 の割合（%）	—	0.21	2.61	48.50	20.32	0.11	28.24	100.00	—

(注) 自己株式482,167株は「個人その他」に4,821単元及び「単元未満株式の状況」に67株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2023年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合 (%)
(株)OHMURA	東京都千代田区丸の内1丁目8-1 丸の内トラストタワーN館19階	5,113,840	28.48
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACCOUNT FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	2,136,900	11.90
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 (株)三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	867,350	4.83
三光ソフランホールディングス(株)	東京都中央区八重洲1丁目3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル13F	847,890	4.72
(株)ボエムホールディングス	東京都千代田区大手町2丁目6番1号 朝日生命大手町ビル	647,790	3.60
APAMAN取引先持株会	東京都千代田区大手町2丁目6番1号 朝日生命大手町ビル	449,520	2.50
(株)システムソフト	東京都千代田区丸の内1丁目8-1 丸の内トラストタワーN館19階	404,300	2.25
ジャパンベストレスキューシステム(株)	愛知県名古屋市中区錦1丁目10-20号	370,360	2.06
三浦 亮	東京都豊島区	358,300	1.99
石川 雅浩	福岡県福岡市	241,190	1.34
計	—	11,437,440	63.69

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 482,100	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 17,832,900	178,329	—
単元未満株式	普通株式 123,060	—	—
発行済株式総数	18,438,060	—	—
総株主の議決権	—	178,329	—

(注) 「単元未満株式」欄の「株式数」には、自己株式が67株含まれております。

② 【自己株式等】

2023年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
A P A M A N (株)	東京都千代田区丸の内 一丁目8番1号 丸の内トラストタワー N館	482,100	—	482,100	2.61
計	—	482,100	—	482,100	2.61

(注) 上記に記載されたものは普通株式であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合も、普通株式について計算しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	490	226,630
当期間における取得自己株式	50	22,380

（注）当期間における取得自己株式には、2023年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（単元未満株式の買増請求）	30	115,410	—	—
保有自己株式数	482,167	—	482,217	—

（注）当期間における保有自己株式数には、2023年12月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び買増請求による株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と位置付けており、業績の進展等を勘案しながら安定的な利益還元に努めることを基本方針としております。また、内部留保金につきましては、財務体質の強化と今後の事業展開に備え確保し、将来にわたる株主利益の向上に努めていく所存であります。

剰余金の配当につきましては年1回、期末配当にて行っておりますが、定款において毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨、定めており、業績及び財務状況を踏まえて中間配当も行うものとしております。また、当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行なうことができる。」旨定款に定めているため、これらの剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

当期におきましては、上記の方針により、1株当たり20円の期末配当（普通配当20円）を行っております。

また、翌事業年度につきましては、過去の配当の実施、キャッシュ・フローや財務状況等を踏まえ1株当たり20円での株式の期末配当を予定しております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
2023年11月10日 取締役会決議	359	20

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、経営理念・経営方針に基づき、持続的成長、中長期的な企業価値の向上を目指すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと位置づけ、経営の透明性・公平性を高め、監督機能の強化と意思決定の迅速化、ステークホルダーとの協働に努めるなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化充実に継続的に取り組んでまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

(イ) 株主総会

上程される議題・議案には、内容に応じて事前に、総務・法務部門及び取締役会・監査役会の他、法律事務所、会計監査人、株主名簿管理人及び専門印刷会社等の外部の専門家にコンプライアンス面や法実務面等について相談したうえで、上程する体制を整備しております。

特に、役員（社外を含む）及び会計監査人の選任議案並びに定款変更、役員報酬額変更、組織再編及び増資等の重要な議案については、上記の外部の専門家からの意見・勧告等を重視して判断しております。

株主総会に上程する議題に関しては、「取締役会規程」及び「関係会社管理規程」に具体的に規定されており当社及びグループ会社がこれらを遵守して事前に検討、協議・実施することになっております。

(ロ) 取締役会

取締役4名（社外取締役2名（うち、弁護士1名、税理士1名））、監査役3名（社外監査役2名（うち、公認会計士1名））の出席の下に、原則として、月1回定期的に開催（もしくは会社法第370条及び当社定款第21条の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議）されております。更に、北海道から福岡までの当社の主要拠点に、機動的な取締役会の運営を目的として、「WEB会議システム」等を導入しております。

また、各種の関連する規程も「取締役会規程」、「グループ経営会議規程」、「職務権限規程（決裁権限表を含む）」及び「関係会社管理規程」等が策定・遵守されており、取締役の職務執行の規制・管理がなされております。

(ハ) 監査役会

監査役3名（常勤監査役1名及び非常勤監査役2名（うち、独立役員の社外監査役（公認会計士）1名、社外監査役1名）で構成されております。そのうち、当社の本社の常勤監査役1名は、主に取締役の職務の執行状況全般と主要連結子会社の業務執行状況を監査し、監査役会にて報告がなされております。

監査役会は、原則として隔月1回開催（もしくは、当社第29条の規定に基づき、監査役会規程で定められた方法）されておりますが、必要に応じて適宜開催もしております。

(ニ) グループ経営会議

当社企業グループ全体の重要な業務執行に係る事前審議機関として、「グループ経営会議（原則毎週２回）」があり、原則、当社及び主要なグループ会社の取締役及び副本部長以上の使用人の出席（必要がある場合は、監査役も出席）の下に開催されております。

なお、当該会議については取締役が自らの担当会社・事業部門に関して、適宜、現状・見通し等を報告することによって、相互の問題点、リスク及び業績予測等を適宜把握することができるため、監視・相互牽制機能、取締役会がなすべき代表取締役及び取締役に対する監視機能並びにコンプライアンス遵守体制の維持等、機能面を補完するものであります。

(ホ) その他の会議体

その他のコーポレート・ガバナンス体制下の会議体として、コンプライアンス規程に基づき、当社代表取締役社長が指名した当社取締役を委員長とし、原則、当社および重要なグループ子会社の副部長職以上の社員から委員長が指名した委員にて構成される「コンプライアンス委員会」、賞罰規程に基づき、経営会議構成役員（執行役員含む）、管理本部長、管理本部人事部長を構成員とし、構成員の中から代表取締役社長が任命したものを委員長とする「賞罰審査委員会」並びにリスク管理規程に基づき、当社の管理本部長を委員長とし、原則、当社及び重要なグループ子会社の副部長職以上の社員から委員長が指名した委員で構成される「リスク管理委員会」が設置されております。更に、外部機関である「相談役会議」及び「全国世話人会議」（不動産関連事業に携わる全国の企業経営者等から構成されております。）での判断や意向も当社経営陣への監視・牽制機能を十分に発揮いたしております。

模式図：会社の機関&内部統制（コーポレート・ガバナンス 持株会社体制）

— 37 —

③ 企業統治に関するその他の事項

内部統制システムの整備に関する基本方針

(イ) 当社及びグループ子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

- ・持株会社体制下の親会社である当社におきましては、当社及びグループ子会社の取締役の職務の執行の適法性を確保するための体制として、コンプライアンス体制の強化を企図して、複数の専門性を有する社外取締役及び社外監査役を選任し、併せて取締役会規程、グループ経営会議規程、職務権限規程（決裁権限表を含む）、業務分掌規程及び関係会社管理規程等を策定し、連結子会社においても、それらの規程類を準用して、適正かつ適法に整備運用しております。
- ・当社グループでは、当社及び主要なグループ子会社の取締役及び副本部長以上の使用人によって構成されるグループ経営会議を設置しており、グループ全体で相互に重要な情報を共有することによって、グループ全体の業務の適法性・適正性を確保する体制としております。
- ・当社グループでは、当社及び主要なグループ子会社の役職員から選任されたコンプライアンス委員によって構成されるコンプライアンス委員会を設置しており、当社及び主要なグループ子会社におけるコンプライアンスに関する重要な事実を共有することによって、グループ全体における法令遵守及び業務の適正を確保する体制としております。
- ・当社及びグループ子会社は、グループ全体の経営理念、経営方針、当社及びグループ子会社の取締役及び使用人が遵守すべき具体的な行動基準等を定めたコンプライアンス・マニュアルを策定し、当社及びグループ子会社において周知徹底しております。
- ・当社では、当社グループにおける法令違反、社内規則違反等を早期に把握、解決するために、社内及び社外にコンプライアンス・ヘルプラインを設置し、当社及びグループ子会社における法令違反、社内規則違反等について内部通報を受ける体制としております。
- ・当社及びグループ子会社では、定期的に社員研修を行うことを通じて、法令遵守の重要性を周知するとともに、コンプライアンス意識の醸成を図っております。
- ・当社では、当社及びグループ子会社の業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、当部門を中心に、当社及びグループ子会社における業務プロセスを詳細に調査、監査及びモニタリングを実行することにより、財務報告に係る内部統制の整備・運用面も含めた内部監査が実施・実践されており、万一、当社及びグループ子会社の使用人の職務執行においてコンプライアンス違反等が存在した場合にも、再発防止策・改善策が適時・適切に実施される体制としております。
- ・当社及びグループ子会社では、反社会的勢力への対応についてもコンプライアンスの一環として取り組んでおり、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付け、主要な契約書類、取引書面等々において、暴排条項―反社会的勢力排除に関する条項―を記載して施策の徹底を図っております。

(ロ) 当社及び主要なグループ子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社及び主要なグループ子会社は、情報の保存管理体制に関連する情報・手続等を共有しており、主要なグループ子会社を含めた共通の電子稟議制度及び稟議規程、文書管理規程、個人情報管理規程並びに情報管理規程等に準拠して情報の保存及び管理を行っており、当該規程は、当社及び主要なグループ子会社の全役職員が閲覧でき、周知徹底できるように対応しております。
- ・当社及び主要なグループ子会社の株主総会、取締役会及びグループ経営会議等の主要な会議の議事録及び関連書類並びに計算書類等の法定書類及び稟議その他重要書類等は、関連資料とともに関連法令又は規程に定められた期間にて、保存・管理しております。

(ハ) 当社及びグループ子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社及びグループ子会社では、リスク管理体制の基底となるリスク管理規程及びリスク管理実施要領を定め、更に当社及びグループ子会社の情報セキュリティを保全すべく情報セキュリティ基本方針及びその他ITに係る要領等を定め、これらの規程類に依拠したリスク管理体制の構築を推進しております。
- ・当社グループでは、当社及び主要なグループ子会社の役職員から選任されたリスク管理委員によって構成されるリスク管理委員会を設置しており、当社及び主要なグループ子会社のリスクについて、主要な連結子会社におけるリスクと当該リスクに対する統制機能を、主要業務フロー別に作表化したRCM（リスク・コントロール・マトリクス）を作成して、リスクを把握、管理する体制としております。
- ・当社及びグループ子会社においての主要なリスクとしては、1）直接又は間接に経済的な損失をもたらす事象、2）事業の継続を中断・停止させる事象、3）信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性等を想定しております。また、当社及びグループ子会社の各部署・部門には、事業目的に関連した経営に重大な影響をもたらす可能性があるリスクを具体的に識別するため、「リスク・リスト」を策定しております。
- ・当社及びグループ子会社のリスク管理上、特に重大な危機・緊急事態等の不測の事態が発生した場合には、危機（緊急事態）管理規程に基づき、社長を最高責任者（本部長）とする緊急時対策本部を設置し、損害の拡大防止並びに危機（緊急事態）の収束に向けて社内外からの専門的なノウハウ・機能及び有識者等を集約して、継続的に適切かつ迅速な措置を実施するための体制を構築いたします。

(ニ) 当社の取締役及びグループ子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社の代表取締役及び取締役は、主要なグループ子会社の取締役等を兼任することとしております。これにより、グループ子会社を含めた持株会社体制の全体的な統合性、統一性等の面において、グループ全体で、整合性及び共通性のある各種の規程類に準拠した取締役等の職務の執行が行われることとしております。
- ・当社グループでは、当社及びグループ子会社における効率的・合理的な経営計画や事業計画の策定・推進、重要な情報の共有・活用を図るために、当社及び主要なグループ子会社の取締役及び副本部長以上の使用人をもって構成するグループ経営会議を活用しており、各グループ会社間の相乗効果によって、事業の拡充・協調等がなされる体制を構築しております。
- ・当社及び主要なグループ子会社では、グループ全体で効率的な会計処理を実施するため、グループ共通の会計管理システムを導入しております。また、当社は、グループ全体の資金調達の効率化のため、グループ会社間の融資等のグループファイナンスを実施しております。
- ・当社は、グループ子会社における兼任取締役の職務執行の効率化を図るべく、子会社における執行役員制度を設けて、取締役の経営監督機能と業務執行機能の役割分担を明確化し、取締役の職務執行が効率的に、かつ効果的に実施されるための体制（態勢）を整備・運用しております。

(ホ) グループ子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社グループでは、当社及び主要なグループ子会社の取締役及び副本部長以上の社員が参加するグループ経営会議において、グループ全体で相互に重要な情報を共有することとしております。これにより適時にグループ子会社の業務執行に係る事項が当社に報告される体制としており、これらが企業集団の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためのコーポレート・ガバナンスに有効な手段の一つと考えております。
- ・当社では、関係会社管理規程を定め、グループ子会社における一定の重要な意思決定に係る事項については、事前に当社の取締役会、担当取締役及び担当部門に承認を求め、又は報告することを義務付けております。
- ・当社では、当社の内部統制推進部門及び内部監査部門による企業集団の内部統制の再検証、その運用状況の監視・牽制機能の拡充及び改善勧告等により連結内部統制の適切な整備・運用を推進することで、統一性のある内部統制システムの構築を期して、企業集団におけるコンプライアンス体制及び内部統制の強化による業務の適正化を図るべく鋭意、推進しております。

- (ヘ) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項
- ・ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社は、その人数、要件、期間及び事由を勘案し、速やかに適任者を配置することで対応いたします。
 - ・ 当該使用人の当社取締役からの独立性を強化するとともに、監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人が監査役の補助業務に従事する際には、監査役の指揮命令に従うものいたします。また、当該使用人の業績考課、人事異動、賞罰等については、事前に監査役の同意を得るものいたします。
- (ト) 当社の取締役及び使用人又はグループ子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 各月1回以上、定期的に開催（もしくは会社法第370条及び当社定款第21条の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議）される当社取締役会には、当社の監査役も出席し、取締役会での報告・審議・決裁事項等を取締役と共有し、共通認識としております。
 - ・ 毎週開催されるグループ経営会議についても、当社の常勤監査役に対して事前に議題・議案を通知しており、当該監査役がその必要性を認めた場合には、グループ経営会議に出席することとしております。また、グループ経営会議の議事内容については、グループ経営会議の開催後、速やかに議事録を作成の上、当社の監査役も議事録等を検閲することで情報を共有することとしております。
 - ・ 更に、定期的に開催されるコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会には、当社の監査役も出席し、当社及び主要なグループ子会社のコンプライアンスに関する重要な事実や、リスク管理体制等に関する事項について、報告を受けることとしております。
 - ・ 当社の監査役は、当社及び主要なグループ子会社間で共有の電子稟議システムにより、個々の電子稟議を検閲して、グループ全体の業務執行をチェック・監視する責務と機能を有しております。
 - ・ 当社の監査役は、グループ経営会議やコンプライアンス委員会等を通じて、必要な報告を受けることにより、グループ全体の業務執行をチェック・監視できる体制としております。
 - ・ 内部監査部門が監査により知り得た、当社及びグループ子会社に関する重要な情報や内部監査報告書は、内部監査規程に基づき、確実に当社の監査役に報告される体制としております。
 - ・ 当社は、社内及び社外にコンプライアンス・ヘルプラインを設置し、当社及びグループ子会社における法令違反、社内規則違反等について内部通報を受けることとしており、通報内容については速やかに当社の監査役に報告される体制としております。
 - ・ 当社は、監査役に対する報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことをコンプライアンス・ヘルプライン細則において禁止し、その旨を当社及びグループ子会社において周知徹底しております。
- (チ) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに所定の手続に従い、これに応じるものとします。
- (リ) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役監査の実務面において、当社及びグループ子会社の全業務部門は、監査役の要請に応じて当該被監査部門の使用人等が、関連する資料の説明・作成・編集等の監査実務の補助を行っております。また、内部統制推進部門及び内部監査部門の要員も監査役の要請により、監査役の監査実務の補助機能を担っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役であり、業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしております。また、役員等賠償責任保険契約の保険料は全額当社が負担しております。

ただし、被保険者である取締役及び監査役の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為に起因する損害賠償請求等、約款により保険金が支払われない事由に該当する場合は免責事項としております。

⑥ 取締役の定数等に関する定款の定め

イ. 取締役の定数

当社の取締役は3名以上9名以下とする旨定款に定めております。

ロ. 取締役の任期

当社は、取締役の任期について選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする旨定めております。

ハ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また累積投票によらない旨定款に定めております。

⑦ 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした場合の、その事項及びその理由

イ. 市場取引等による株式の取得の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の実現を目的とするものであります。

ロ. 剰余金配当等の決定機関

当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策及び配当政策の実現を目的とするものであります。

⑧ 取締役会決議事項を株主総会で決議できないことを定款で定めた場合の、その事項及びその理由

当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない旨定款に定めております。これは、会社の財務状態をふまえた適正な利益配当を行うことを目的とするものであります。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償について法令で定める要件に該当する場合には、損害責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨の規定を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できる環境を整えることを目的とするものであります。

⑪ 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を14回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	大村 浩次	14回	14回
常務取締役	川森 敬史	14回	14回
取締役（社外）	高橋 裕次郎	14回	14回
取締役（社外）	渡邊 哲人	14回	14回
常務監査役	山崎 孝昭	14回	14回
監査役（社外）	有保 誠	14回	13回
監査役（社外）	山田 毅志	14回	12回

取締役会では、法令および定款で定められた事項、経営上の重要事項についての意思決定について、審議・決定するとともに、取締役の職務執行状況の監督を行っております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	大村 浩次	1965年6月29日生	1998年10月 アパマンショップ研究会（任意の研究会）の主要メンバーの一員となる。 1999年10月 当社設立代表取締役社長（現任） 2005年9月 ㈱アパマンショップリーシング（現商号：Apaman Property ㈱）代表取締役社長 2005年12月 ㈱システムソフト取締役会長 2006年7月 ㈱アパマンショップネットワーク（現商号：Apaman Network ㈱）代表取締役会長 2013年1月 ㈱システムソフト取締役（現任） 2017年10月 Apaman Property ㈱ 取締役会長 2018年12月 Apaman Network ㈱ 取締役会長（現任） Apaman Property ㈱ 取締役（現任）	(注) 3	5,920,030 (注) 6
常務取締役	川森 敬史	1965年11月30日生	2003年10月 当社入社FC事業本部副本部長 2003年12月 当社取締役FC事業本部副本部長 2004年7月 当社取締役FC事業本部長 2004年10月 当社常務取締役（現任）FC事業本部長 2005年12月 ㈱システムソフト社外監査役 2006年7月 当社常務取締役システム本部長 ㈱アパマンショップネットワーク（現商号：Apaman Network ㈱）代表取締役社長 ㈱アパマンショップリーシング（現商号：Apaman Property ㈱）取締役リーシング事業本部長 2007年6月 ㈱アパマンショップリーシング（現商号：Apaman Property ㈱）常務取締役首都圏事業本部長 2018年12月 Apaman Network ㈱ 取締役副会長（現任） Apaman Property ㈱ 取締役	(注) 3	161,620
取締役	高橋 裕次郎	1950年4月29日生	1978年8月 ㈱辰巳法律研究所 1990年4月 弁護士登録 1991年12月 高橋裕次郎法律事務所代表弁護士 2011年11月 弁護士法人高橋裕次郎法律事務所代表弁護士（現任） 2014年12月 ㈱システムソフト社外取締役（現任） 2016年12月 当社社外取締役（現任） 2017年3月 AppBank ㈱社外監査役 2017年9月 ポーリー・プラス投資法人監督役員	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	渡邊 哲人	1964年2月17日生	1996年8月 税理士登録 2002年7月 税理士法人渡邊リーゼンバーグ代表社員（現任） 2015年12月 ㈱Waqoo社外監査役（現任） 2017年4月 ㈱ナップス社外監査役（現任） 2020年12月 当社社外取締役（現任） 2021年6月 東京税理士会常務理事（現任）	(注) 3	—
常勤監査役	山崎 孝昭	1953年10月19日生	1976年4月 ㈱久永洋行（現商号：ジェイテクトセールス㈱）入社 1996年2月 同社仙台支店営業課長 2001年11月 同社東京支店営業次長 2010年7月 同社同店副部長兼営業推進部副部長 2018年12月 当社常勤監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	有保 誠	1965年12月26日生	2005年8月 三光ソフラン㈱（現三光ソフランホールディングス㈱）入社（執行役員経営企画室長等を経て現在に至る。） 2005年12月 当社社外監査役（現任） 2008年8月 ㈱ハウジング恒産取締役 2015年10月 三光ソフラン㈱取締役 2016年7月 P T . S a n k o S o f l a n I n d o n e s i a （三光ソフランインドネシア）取締役 2016年11月 三光ソフラン㈱常務取締役（現任） 2019年10月 横濱コーポレーション㈱代表取締役副会長（現任） 2021年4月 ㈱アミックス取締役副社長（現任） 2022年11月 三光ソフランホールディングス㈱取締役（現任）	(注) 5	90
監査役	山田 毅志	1967年7月29日生	1992年4月 安田信託銀行㈱（現みずほ信託銀行㈱）入行 1995年10月 公認会計士2次試験合格 1997年6月 山田&パートナーズ会計事務所入所 2000年3月 公認会計士登録 2000年8月 ㈱ソニー（現ソニーグループ㈱）入社 2001年6月 税理士法人タクトコンサルティング入所 2006年6月 当社社外監査役（現任） 2007年6月 ㈱博展社外監査役 2011年6月 ㈱タクトコンサルティング取締役 2011年7月 税理士法人タクトコンサルティング代表社員（現任） 2013年10月 ㈱シーアールイー監査役 2014年10月 同社社外監査役 2015年10月 同社社外取締役（現任） 2020年6月 ㈱タクトコンサルティング代表取締役（現任） 2022年6月 ㈱博展社外取締役（現任）	(注) 5	—
計					6,081,740

- (注) 1. 取締役 高橋裕次郎及び渡邊哲人の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 有保誠及び山田毅志の両氏は、社外監査役であります。
3. 2023年12月22日開催の第24期定時株主総会の終結の時から、1年間
4. 2022年12月23日開催の第23期定時株主総会の終結の時から、4年間
5. 2021年12月24日開催の第22期定時株主総会の終結の時から、4年間
6. 代表取締役社長 大村浩次氏の所有株式数には、同氏が「株式会社OHMURA」名義及び「株式会社ポエムホールディングス」名義にて所有する株式数を含んでおります。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役である高橋裕次郎氏は、弁護士法人高橋裕次郎法律事務所代表弁護士及び当社の持分法適用関連会社である㈱システムソフトの社外取締役であります。同氏は、弁護士としての実務を通じて培われた法務に関する高度に専門的な知見を有しておられることから、当社に対して様々なご意見をいただけるものと判断し、選任させていただいたものであります。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役である渡邊哲人氏は、税理士法人渡邊リーゼンバーグ代表社員及び東京税理士会常務理事であります。同氏は、税理士及び行政書士としての専門的な知識と経験により当社の経営に適切な指導をお願いできるものと判断し、選任させていただいたものであります。同氏と当社との間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役である有保誠氏は、当社の株主であります三光ソフランホールディングス㈱の取締役、同社の子会社である、三光ソフラン㈱の常務取締役、横濱コーポレーション㈱の代表取締役副会長、㈱アミックスの取締役副社長を兼任しております。同氏は、当社の事業を十分に理解した立場から、法令や定款の遵守に係る見識や同氏がこれまで培ってきた経験を、当社の監査体制の強化に活かしていただきたいため、選任させていただいたものであります。同氏と当社との資本的関係につきましては「第4 提出会社の状況 (2) 役員の状況」のとおり当社の株式を保有しております。また、同氏と当社との間に人的関係及びその他特別の利害関係はありません。

社外監査役である山田毅志氏は、㈱タクトコンサルティングの代表取締役、税理士法人タクトコンサルティングの代表社員、㈱博展の社外取締役及び㈱シーアールイーの社外取締役を兼任しており、税理士法人タクトコンサルティングは、当社連結子会社のApaman Property㈱との間に顧問契約の取引関係があります。同氏は、企業財務に精通しておられることから当社の監査体制に有効な助言を期待し、選任させていただいたものであり、また、公認会計士として財務・会計等の見識を十分に有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏と当社との人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する社内の基準又は方針につきまして特段の定めはありませんが、選任にあたっては㈱東京証券取引所の「有価証券上場規程施行規則」にある独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

なお、社外取締役の高橋裕次郎及び渡邊哲人の両氏と社外監査役の山田毅志氏は、当社の一般株主との利益相反の生じる恐れはないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係は、定期的な意見交換や情報共有を行い、適切な意思疎通及び効率的な監督・監査を行えるよう図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名（うち、独立役員の社外監査役1名、社外監査役1名）の計3名で構成されており、監査役会で定められた役割分担に依拠して業務並びに会計分野の監査を実施いたしております。当事業年度の監査役会は7回開催しており、各監査役の出席率はいずれも100%となっております。

監査役会における主な検討事項は、監査方針・監査計画策定、監査報告書の作成、会計監査人の再任可否、会計監査人の報酬の同意、等となっております。

監査役会（監査役）の監査の主な業務のうち、取締役の職務の執行に関する監査業務全般は、主として常勤監査役1名が、経営会議・取締役会等に関連した取締役の業務執行の状況の調査・監査を担当し、監査役会にて報告がなされております。また、会計監査人による外部監査の結果について報告を受け、その適正性を精査しております。なお、社外監査役である山田毅志氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有する等の見識を十分に有しており、独立役員でもあります。

内部監査部門と監査役会との間では、日常的な情報交換並びに内部統制、内部監査及び監査役監査実施時での協力体制の構築を通じて連携を図っております。また、会計監査人と監査役会との間では、会計監査実施時での情報交換を通じて連携を図っております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査は、内部監査部門が担当しており、要員は当社・本社に1名で構成されております。

内部監査部門は、毎事業年度に内部監査計画を内部監査マニュアルに準拠して策定し、代表取締役社長及び監査役会（監査役）に要旨を説明して、代表取締役社長の承認を得た後に、内部監査を実施（監査実施通知書、監査調書、監査報告書、監査結果通知書、監査結果の改善措置回答書、フォローアップ監査の実施等）いたしております。

内部監査部門は、監査報告書等を代表取締役社長に提出するとともに、該当する被監査部門の責任者及び監査役会（監査役）にも同時に提出し、必要に応じて以降の改善策・再発防止策等について、代表取締役に指示を仰ぎます。

内部監査部門の主要な監査対象事項は、本社各部門及び子会社の実務担当部門の業務執行の状況（執行業務内容・手段・方法・要員・リスク管理・再発防止・改善提案等）の監査が中心になります。内部監査の業務遂行要員については、被監査部門の社員等が全面的に当該内部監査に協力する体制が構築されております。

それらの内部監査の結果を受けて、監査役は必要と判断した場合に当該被監査部門の責任者（取締役等）に対して、役員としての職務の執行上の問題（業務権限逸脱、不正行為、コンプライアンス面・リスク管理面の危惧等）の有無に関して内部統制監査を実施する場合があります。

③ 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

ロ. 継続監査期間

15年間

ハ. 監査業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員：業務執行社員 公認会計士 久塚 清憲（継続監査期間3年）

指定有限責任社員：業務執行社員 公認会計士 島津 慎一郎（継続監査期間6年）

ニ. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士14名、その他13名であります。

ホ. 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、会計監査人の独立性、職務遂行状況、監査の実施状況及び監査結果の相当性を検討した上で、会計監査人を総合的に評価し、現在の監査法人を選定しております。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

ヘ. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人について、独立性、職務執行体制の適切性及び実施状況等を評価基準に従って実施しております。

④ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	44	—	43	—
連結子会社	—	—	—	—
計	44	—	43	—

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イ. を除く）

該当事項はありません。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針といたしましては、監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を総合的に勘案して適切に決定しております。

ホ. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務状況も含む）及び報酬見積りの算定根拠等が適切であるかについて確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2021年11月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり定めております。また、取締役会は、代表取締役社長が独立社外取締役より意見・助言を踏まえて決定していることから、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。

A. 基本的な考え方

イ. 業務執行取締役の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当社の企業価値の向上に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。

ロ. 独立社外取締役の報酬等は、各独立社外取締役が当社の業務に関与する時間と職責が反映されたものとし、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素が含まれないものとする。

B. 報酬の種類と決定方針

イ. 業績に連動しない金銭報酬（固定報酬）

株主総会にて承認を得た金銭報酬総額の範囲内において、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて報酬額を決定する。

ロ. 業績に連動する金銭報酬（業績連動報酬）

各事業年度の売上高や利益等に関する目標達成率や取締役各人の貢献度等を総合的に勘案して算出された額を支給する。

但し、固定報酬と業績連動報酬の合算が株主総会にて承認を得た金銭報酬総額の範囲内とする。

ハ. 非金銭報酬（株式報酬等）

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、株主総会にて承認を得た非金銭報酬総額の範囲内において、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式の割当を行うものとする。その方法は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として株主総会にて承認を得た非金銭報酬総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとする。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び次に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給するものとする。

a. 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

b. 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記 a. の譲渡制限期間が満了した時点において下記 c. の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

c. 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

d. 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

C. 報酬等の割合

固定の金銭報酬である基本報酬、業績連動報酬等である賞与、非金銭報酬等である株式報酬の支給割合は、役位、職責、業績等を総合的に勘案して決定することとする。

D. 報酬等の支給時期

固定報酬は、月例の固定金銭報酬とする。

業績連動報酬は、原則、事業年度終了後3ヶ月以内に年1回支給する。

株式報酬費用は、原則、株主総会終了後2ヶ月以内に割当を行う。

E. 委任

第三者への委任に関する事項については次のとおりとする。

各取締役に対する報酬等については、当社取締役会の決議を経た上で、当社代表取締役社長に具体的内容の決定を一任するものとし、代表取締役社長は、独立社外取締役の意見・助言を聴取し、各取締役の役位、職責、在任年数等に応じて各報酬額を決定する。

F. その他

イ. 本方針の変更、改定は、当社取締役会の承認を経るものとする。

ロ. 重要な事故や損害が発生した場合については、報酬等の返還を検討するものとする。

当社の取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議によって決定する旨定款に定めており、2005年12月21日開催の第6期定時株主総会において、取締役の金銭報酬限度額を年額300百万円以内、監査役の金銭報酬限度額を年額50百万円以内とする旨決議されております（同定時株主総会終結時の取締役の員数は6名、監査役の員数は4名）。また、2021年12月24日開催の第22期定時株主総会において、取締役（社外取締役は除く。）の非金銭報酬限度額として、年額50百万円以内、かつ、年間80,000株以内とする旨決議されております（同定時株主総会終結時の取締役（社外取締役除く）の員数は2名）。

当事業年度については、2022年12月23日付取締役会において、当社代表取締役社長の大村浩次へ会社全体を俯瞰しつつ、各取締役の業務執行を適切に評価するという理由により、具体的内容の決定を一任する旨を決議し、当該委任を受けた当社代表取締役が、独立社外取締役の意見・助言を聴取の上、各取締役の役位、職責、在任年数等に応じて個別の報酬額を決定しております。監査役の報酬は、2022年12月23日付監査役会で各人の報酬額を協議の上決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	211	170	—	40	2
監査役 (社外監査役を除く。)	4	4	—	—	1
社外役員	15	15	—	—	4

(注) 1. 上記金額には、取締役の使用人分の給与等は含まれておりません。

2. 上記の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬の他、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載の新株予約権(有償ストックオプション)に係る当事業年度中の費用計上額を含めて記載しております。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	連結報酬等の総額 (百万円)	役員区分	連結報酬等の種類別の額 (百万円)		
			固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
大村 浩次	184	代表取締役	145	—	39

(注) 1. 連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。

2. 上記の非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬の他、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載の新株予約権(有償ストックオプション)に係る当事業年度中の費用計上額を含めて記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 提出会社における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である提出会社については、以下のとおりであります。

ア．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社グループは、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、保有先企業との安定的な取引関係の構築や維持強化を通じて、当社グループの企業価値の向上に資すると合理的に判断される場合は保有する方針であります。この方針に基づき、取締役会において中長期的な観点から個別銘柄の保有の合理性の検証を行い、継続保有するか否かの判断を行っております。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

提出会社

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	10	280
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	0	取引先との関係強化のため
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

ハ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

提出会社

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	5	93	4	93
非上場株式以外の株式	1	0	1	0

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	0	—	—
非上場株式以外の株式	0	—	—

c. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

d. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年10月1日から2023年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年10月1日から2023年9月30日まで)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下のとおり連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年9月30日)	当連結会計年度 (2023年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※4 8,318	※4 8,920
売掛金	※1 1,817	※1 1,799
営業投資有価証券	1,054	1,015
商品	※4 1,320	※4 1,577
原材料及び貯蔵品	24	24
短期貸付金	916	858
未収入金	2,014	1,670
その他	1,362	1,307
貸倒引当金	△378	△417
流動資産合計	16,450	16,756
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2, ※4 1,784	※2, ※4 1,680
土地	※4 764	※4 411
その他（純額）	※2, ※4 137	※2, ※4 223
有形固定資産合計	2,687	2,316
無形固定資産		
ソフトウェア	※4 921	※4 1,748
のれん	5,604	4,844
無形リース資産	1,569	1,832
その他	1,681	1,107
無形固定資産合計	9,776	9,533
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 2,157	※3 2,065
長期貸付金	81	68
敷金及び保証金	2,653	2,630
繰延税金資産	862	671
その他	1,320	1,388
貸倒引当金	△445	△487
投資その他の資産合計	6,630	6,337
固定資産合計	19,094	18,187
繰延資産	0	0
資産合計	35,545	34,944

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年 9 月 30 日)	当連結会計年度 (2023年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,537	1,814
短期借入金	※4 562	※4 983
1年内返済予定の長期借入金	※4 2,474	※4 2,903
未払法人税等	98	532
前受家賃	3,842	3,958
賞与引当金	61	23
貸貸管理契約損失引当金	18	17
その他	※4 3,357	※4 3,093
流動負債合計	11,952	13,326
固定負債		
長期借入金	※4 15,707	※4 13,338
長期リース債務	1,445	1,672
貸貸管理契約損失引当金	0	1
退職給付に係る負債	231	246
資産除去債務	105	105
長期預り敷金	1,302	1,184
長期預り保証金	151	142
その他	※4 333	※4 358
固定負債合計	19,277	17,049
負債合計	31,229	30,376
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,002	8,021
資本剰余金	797	819
利益剰余金	△2,581	△2,365
自己株式	△1,853	△1,853
株主資本合計	4,365	4,621
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	37	36
為替換算調整勘定	△297	△322
その他の包括利益累計額合計	△260	△286
新株予約権	17	22
非支配株主持分	193	210
純資産合計	4,315	4,567
負債純資産合計	35,545	34,944

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年10月 1 日 至 2022年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30日)
売上高	※ 1 44,926	※ 1 45,785
売上原価	34,124	34,692
売上総利益	10,802	11,092
販売費及び一般管理費	※ 2 8,909	※ 2 9,050
営業利益	1,893	2,042
営業外収益		
受取利息	16	16
受取配当金	12	20
為替差益	295	2
雑収入	35	36
その他	6	8
営業外収益合計	367	84
営業外費用		
支払利息	161	216
支払手数料	193	158
租税公課	37	62
持分法による投資損失	63	151
貸倒引当金繰入額	161	38
雑損失	80	68
その他	144	118
営業外費用合計	841	814
経常利益	1,419	1,312
特別利益		
固定資産売却益	※ 3 18	※ 3 130
関係会社株式売却益	2	—
投資有価証券売却益	—	13
持分変動利益	39	—
その他	0	1
特別利益合計	61	144
特別損失		
固定資産売却損	※ 4 90	※ 4 33
固定資産除却損	※ 5 12	※ 5 11
店舗閉鎖損失	22	10
事業譲渡損	30	—
事務所移転費用	97	—
減損損失	※ 6 259	※ 6 7
事故関連損失	※ 7 105	※ 7 1
特別支援金	—	※ 8 66
その他	44	16
特別損失合計	663	146
税金等調整前当期純利益	816	1,310
法人税、住民税及び事業税	100	527
法人税等調整額	434	188
法人税等合計	535	716
当期純利益	281	594
非支配株主に帰属する当期純利益	18	20
親会社株主に帰属する当期純利益	262	573

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
当期純利益	281	594
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	46	△2
為替換算調整勘定	△254	△22
持分法適用会社に対する持分相当額	△20	△2
その他の包括利益合計	※ △227	※ △26
包括利益	53	567
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	36	547
非支配株主に係る包括利益	16	19

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,983	777	△2,484	△1,853	4,424
当期変動額					
剰余金の配当			△355		△355
親会社株主に帰属する 当期純利益			262		262
自己株式の取得				△0	△0
譲渡制限付株式報酬	19	19			38
連結範囲の変動			79		79
連結子会社の減少に伴う 利益剰余金減少高			△83		△83
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		1			1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	19	20	△97	△0	△58
当期末残高	8,002	797	△2,581	△1,853	4,365

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	△9	△25	△34	11	177	4,578
当期変動額						
剰余金の配当						△355
親会社株主に帰属する 当期純利益						262
自己株式の取得						△0
譲渡制限付株式報酬						38
連結範囲の変動						79
連結子会社の減少に伴う 利益剰余金減少高						△83
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	46	△272	△225	5	15	△204
当期変動額合計	46	△272	△225	5	15	△263
当期末残高	37	△297	△260	17	193	4,315

当連結会計年度（自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,002	797	△2,581	△1,853	4,365
当期変動額					
剰余金の配当			△357		△357
親会社株主に帰属する 当期純利益			573		573
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△0		0	0
利益剰余金から資本剰 余金への振替		0	△0		—
譲渡制限付株式報酬	18	18			37
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		2			2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	18	21	216	△0	256
当期末残高	8,021	819	△2,365	△1,853	4,621

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	37	△297	△260	17	193	4,315
当期変動額						
剰余金の配当						△357
親会社株主に帰属する 当期純利益						573
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						0
利益剰余金から資本剰 余金への振替						—
譲渡制限付株式報酬						37
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1	△25	△26	4	17	△4
当期変動額合計	△1	△25	△26	4	17	251
当期末残高	36	△322	△286	22	210	4,567

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	816	1,310
減価償却費	739	963
減損損失	259	7
のれん償却額	803	752
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	190	84
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△6	△38
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	14	14
受取利息及び受取配当金	△29	△36
支払利息	161	216
為替差損益 (△は益)	△207	△29
持分変動損益 (△は益)	△39	—
持分法による投資損益 (△は益)	63	151
固定資産除却損	12	11
固定資産売却損益 (△は益)	71	△96
事業譲渡損益 (△は益)	30	△0
事故関連損失	105	1
店舗閉鎖損失	22	10
関係会社株式売却損益 (△は益)	△2	—
投資有価証券売却損益 (△は益)	3	△13
売上債権の増減額 (△は増加)	△68	22
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△570	△254
仕入債務の増減額 (△は減少)	647	△189
繰延資産の増減額 (△は増加)	0	0
営業投資有価証券の増減額 (△は増加)	142	38
未払金の増減額 (△は減少)	86	△23
預り敷金及び保証金の増減額 (△は減少)	△163	△126
その他	225	625
小計	3,309	3,403
利息及び配当金の受取額	57	68
利息の支払額	△168	△214
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△158	△109
事故関連損失の支払額	△25	△1
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,013	3,146

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年10月 1 日 至 2022年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△8	△27
有形固定資産の取得による支出	△290	△229
有形固定資産の売却による収入	397	470
無形固定資産の取得による支出	△1,905	△366
投資有価証券の取得による支出	△41	△21
投資有価証券の売却による収入	46	33
関係会社株式の取得による支出	△560	—
事業譲渡による収入	0	0
貸付けによる支出	△7	△507
貸付金の回収による収入	22	577
敷金及び保証金の差入による支出	△428	△58
敷金及び保証金の回収による収入	44	72
その他	△0	△67
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,729	△124
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	928	1,310
短期借入金の返済による支出	△554	△889
長期借入れによる収入	2,600	812
長期借入金の返済による支出	△2,487	△2,751
自己株式の取得による支出	△0	△0
配当金の支払額	△353	△357
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△105	△345
セール・アンド・割賦バック取引による収入	—	19
セール・アンド・割賦バック取引による支出	△370	△239
セール・アンド・リースバック取引による収入	1,199	—
その他	—	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	857	△2,441
現金及び現金同等物に係る換算差額	15	0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,156	581
現金及び現金同等物の期首残高	7,353	8,312
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△197	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 8,312	※1 8,894

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 27社

① 主要な連結子会社の名称

Apaman Property(株)

Apaman Network(株)

② 非連結子会社の名称

TKP International Limited

TKP MEETING AND CONFERENCE (M) SDN. BHD

(株)PSL

MARU(株)

③ 連結の範囲から除いた理由

TKP International Limited及びTKP MEETING AND CONFERENCE (M) SDN. BHDは、支配が一時的であるため、連結の範囲から除外しております。また、その他の非連結子会社2社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため連結の範囲から除外しております。

④ 連結の範囲から除外となった会社の名称及び変更の理由

会社の名称	変更の理由
アパートセンター(株)	Apaman Property(株)に吸収合併されたため
(株)アパマンショッピング北海道	Apaman Property(株)に吸収合併されたため

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数 2社

主要な関連会社の名称

(株)システムソフト

アーキテクト・スタジオ・ジャパン(株)

(株)システムソフトについては、同社の子会社6社に対する投資について持分法を適用して認識した損益が連結財務諸表に与える影響が大きいと、当該6社の損益を(株)システムソフトの損益に含めて計算しており、持分法適用関連会社数は(株)システムソフトグループ全体を1社として表示しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

①当該子会社の名称

Stasia Capital Thailand, Ltd.

②当該関連会社の名称

軒先(株)

③持分法を適用していない理由

持分法非適用会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用手続に関する特記事項

持分法を適用している会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、FABBIT PHILIPPINES INC. の決算日は7月31日であります。

連結子会社のうち、Global Capital Investments Holdings Limited、百特豪世房地產諮詢（上海）有限公司（ベターハウス）、APAMANSHOP THAILAND Co., Ltd. 及び和太不動産股份有限公司の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

イ. 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

ロ. その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

商品、原材料及び貯蔵品

主に最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

自社利用の有形固定資産については、主に定率法を採用しております。また、賃貸目的の有形固定資産については、主に定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～57年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賃貸管理契約損失引当金

Platform事業のサブリースにおいて貸主への賃料保証による損失発生に備えるため、当連結会計年度末において賃料保証している物件のうち、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる物件について、損失見積額を計上しております。

③賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 賃貸管理

賃貸管理では、主に賃貸管理契約に基づき、不動産管理サービスを顧客に対して提供しております。入居者管理サービスやビルメンテナンスに係るサービス、月額サービスについては、契約期間にわたりサービス提供を行う履行義務を当社グループが負っており、一定の期間にわたり履行義務が充足されることから、契約期間にわたり収益を認識しております。一方、原状回復サービス等については、役務の提供が完了した時点で収益を認識しております。また、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から原価相当額を控除した純額で収益を認識しております。

② 賃貸斡旋

賃貸斡旋では、主にアパマンショップ直営店にて賃貸物件の斡旋サービスを提供しております。顧客からの申し込みに基づき、斡旋サービスを行う履行義務を負っています。当該履行義務については斡旋が成約した一時点で充足されるため、斡旋成約時点で収益を認識しております。

③ テクノロジー

テクノロジーでは、主にアパマンショップフランチャイズ加盟契約に基づき、システムサービスや各種FCサービスを提供しております。システム利用料や広告分担金、インターネット物件公開に関する収益については、契約期間にわたりサービス提供を行う履行義務を当社グループが負っており、一定の期間にわたり履行義務が充足されることから、契約期間にわたり収益を認識しております。その他、システム機器や販促品等の販売については、履行義務が充足される商品の出荷または役務の提供が完了した時点で収益を認識しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

原則として5年間の均等償却を行っております。ただし、事業計画等により効果の発現する期間を合理的に見積もることが可能な場合は、当該期間（最長20年）において均等償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(1) のれんの評価

①連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	5,604	4,844

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんは取得による支配獲得時に、取得した当該事業により今後期待される超過収益力に関連して発生しており、その効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却しております。その資産性については子会社の業績や事業計画等を基に検討しており、想定した収益が見込めなくなった場合や財政状態が悪化した場合、翌連結会計年度以降ののれんに影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	862	671

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、事業計画を基礎とした将来の課税所得の見積りに基づいております。

当該事業計画については、新型コロナウイルス感染症の影響等、将来の不確実な経済状況の変動などによって影響を受ける可能性があり、翌連結会計年度以降の繰延税金資産に影響を与える可能性があります。

(3) 重要な引当金の計上基準

①連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
貸倒引当金	823	905

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

債権の貸倒れによる損失に備えるため、売掛金や未収金、貸付金等の債権について、少額の債権については、滞留期間や内容によって一定のルールのもと貸倒引当金を算定しており、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に財政状態、経営成績等を考慮して算定した回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

相手先の財政状態が悪化した場合や滞留債権が増加した場合、翌連結会計年度以降の貸倒引当金に影響を与える可能性があります。

(4) 固定資産の減損

①連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
減損損失	259	7

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産の減損の検討にあたり、管理会計上の区分を基礎として資産のグルーピングを行い、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額及び将来キャッシュ・フローに基づいた使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローの前提条件に変更があった場合、翌連結会計年度以降の減損損失に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めていた「ソフトウェア」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「無形固定資産」の「その他」に表示していた994百万円は、「ソフトウェア」921百万円、「その他」72百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「無形固定資産」の「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「無形固定資産」に表示していた「ソフトウェア仮勘定」1,608百万円は、「その他」として組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「租税公課」及び「地方創生経費」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「租税公課」は独立掲記、「地方創生経費」は「支払手数料」に含めて表示することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた221百万円は、「租税公課」37百万円、「支払手数料」40百万円、「その他」144百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「新型コロナウイルス感染症による損失」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」に表示していた「新型コロナウイルス感染症による損失」6百万円は、「その他」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※ 1. 顧客との契約から生じた債権の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係） 3.（1）契約負債の残高等」に記載しております。

※ 2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2022年 9 月 30 日)	当連結会計年度 (2023年 9 月 30 日)
減価償却累計額	1,838百万円	2,000百万円

※ 3. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年 9 月 30 日)	当連結会計年度 (2023年 9 月 30 日)
投資有価証券（株式）	1,725百万円	1,619百万円

※ 4. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年 9 月 30 日)	当連結会計年度 (2023年 9 月 30 日)
現金及び預金	6百万円	26百万円
商品	639百万円	1,070百万円
建物及び構築物	963百万円	768百万円
土地	214百万円	123百万円
ソフトウェア	58百万円	140百万円
有形固定資産（その他）	2百万円	79百万円
計	1,883百万円	2,208百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年 9 月 30 日)	当連結会計年度 (2023年 9 月 30 日)
短期借入金	562百万円	974百万円
1 年内返済予定の長期借入金	301百万円	15百万円
長期借入金	1,338百万円	151百万円
未払金	217百万円	200百万円
長期未払金	314百万円	353百万円
計	2,734百万円	1,694百万円

5. 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行 2 行（前連結会計年度は 3 行）と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年 9 月 30 日)	当連結会計年度 (2023年 9 月 30 日)
当座貸越限度額及び 貸出コミットメントの総額	2,300百万円	1,500百万円
借入実行残高	800百万円	一百万円
差引額	1,500百万円	1,500百万円

6. 貸出コミットメント契約

貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年9月30日)	当連結会計年度 (2023年9月30日)
貸出コミットメントの総額	400百万円	390百万円
貸出実行残高	373百万円	383百万円
差引額	27百万円	7百万円

なお、上記貸出コミットメント契約においては、貸出先の信用状態等に関する審査を貸出の条件としているものが含まれているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載しております。

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
給料手当	4,230百万円	4,152百万円
賞与引当金繰入額	66百万円	32百万円
退職給付費用	40百万円	59百万円
貸倒引当金繰入額	33百万円	45百万円
のれん償却額	803百万円	752百万円

※3. 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
土地	0百万円	108百万円
建物及び構築物	一百万円	7百万円
その他	18百万円	14百万円
計	18百万円	130百万円

※4. 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
土地	76百万円	33百万円
建物及び構築物	13百万円	一百万円
その他	0百万円	0百万円
計	90百万円	33百万円

※5. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
建物及び構築物	11百万円	10百万円
その他	1百万円	1百万円
計	12百万円	11百万円

※6. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

用途	場所	種類
その他事業用資産	九州	建物付属設備等
その他事業用資産	フィリピン	建物付属設備等
その他	東京	前払費用

当社グループは、店舗用資産は店舗単位で、その他の事業用資産はセグメント単位で、賃貸用不動産は個々の物件単位で資産のグルーピングを行っております。

その他事業については、将来収益獲得能力等を勘案した結果、一部の物件について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、建物付属設備等の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを2.6%で割り引いて算定しております。

種類	金額
建物付属設備	160百万円
工具器具備品	0百万円
前払費用	99百万円
その他	0百万円
計	259百万円

当連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

用途	場所	種類
その他	—	のれん

のれんにつきましては、株式取得時の超過収益力を前提に計上しておりましたが、将来キャッシュ・フロー予測に基づく回収可能性を検討した結果、未償却残高の全額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額を零として評価しております。

種類	金額
のれん	7百万円
計	7百万円

※ 7. 事故関連損失

前連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

2018年12月16日に発生した当社連結子会社(株)アパマンショップリーシング北海道の運営するアパマンショップ平岸駅前店において発生した爆発事故に対する損失であります。

当連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

2018年12月16日に発生した当社連結子会社(株)アパマンショップリーシング北海道の運営するアパマンショップ平岸駅前店において発生した爆発事故に対する損失であります。

※ 8. 特別支援金

当社及び連結子会社におけるウクライナ人道支援に係る費用であります。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	46百万円	△2百万円
組替調整額	—百万円	—百万円
税効果調整前	46百万円	△2百万円
税効果額	—百万円	—百万円
その他有価証券評価差額金	46百万円	△2百万円
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△254百万円	△22百万円
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△20百万円	△2百万円
組替調整額	—百万円	—百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	△20百万円	△2百万円
その他の包括利益合計	△227百万円	△26百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	18,278,060	80,000	—	18,358,060
合計	18,278,060	80,000	—	18,358,060
自己株式				
普通株式	481,367	340	—	481,707
合計	481,367	340	—	481,707

(変動事由の概要)

普通株式数の増加数の内訳は次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加 80,000株

自己株式数の増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 340株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	2020年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	17
	2022年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	0
合計			—	—	—	—	17

(注) 上表の新株予約権は、すべて権利行使可能なものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2021年11月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	普通株式	355,933,860円
配当原資	普通株式	利益剰余金
1株当たり配当額	普通株式	20円
基準日	2021年9月30日	
効力発生日	2021年12月9日	

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	普通株式	357,527,060円
配当原資	普通株式	利益剰余金
1株当たり配当額	普通株式	20円
基準日	2022年9月30日	
効力発生日	2022年12月8日	

当連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	18,358,060	80,000	—	18,438,060
合計	18,358,060	80,000	—	18,438,060
自己株式				
普通株式	481,707	490	30	482,167
合計	481,707	490	30	482,167

（変動事由の概要）

普通株式数の増加数の内訳は次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加 80,000株

自己株式数の増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 490株

単元未満株式の買増請求による減少 30株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	2020年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	22
	2022年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	0
合計			—	—	—	—	22

（注）上表の新株予約権は、すべて権利行使可能なものであります。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

2022年11月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額 普通株式 357,527,060円

配当原資 普通株式 利益剰余金

1株当たり配当額 普通株式 20円

基準日 2022年9月30日

効力発生日 2022年12月8日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2023年11月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額 普通株式 359,117,860円

配当原資 普通株式 利益剰余金

1株当たり配当額 普通株式 20円

基準日 2023年9月30日

効力発生日 2023年12月7日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
現金及び預金勘定	8,318百万円	8,920百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△6百万円	△26百万円
現金及び現金同等物	8,312百万円	8,894百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

無形固定資産

ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

コインパーキング設備及び事務所内機器等であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能なものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2022年9月30日)	当連結会計年度 (2023年9月30日)
1年内	6,461百万円	6,125百万円
1年超	6,506百万円	4,918百万円
合計	12,968百万円	11,044百万円

(注) 当社グループがオーナーから長期一括借り上げしている賃貸契約のうち解約不能なものを含めております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入により行っております。また、デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために利用するなど、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

貸付金は、主に賃貸契約に係るものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に営業投資有価証券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及びリース債務は、主に運転資金、システム開発等の設備投資、MA資金等に係る資金調達を目的としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社グループは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行う方針としております。

②市場リスクの管理

当社は、有価証券及び投資有価証券については、担当部門が定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、運用方針の検討を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引に関する権限規程等を定めた内部規程に基づき、取締役会承認後、管理本部にて行う方針としております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、経理・財務規程に基づき担当部門が資金計画を策定・更新し、効率的な資金の調達及び運用を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注1）を参照ください。）。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、短期貸付金、未収入金、買掛金、短期借入金及び1年内返済予定の長期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2022年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券（*）	1,807	2,558	750
(2) 長期貸付金	81	81	—
(3) 敷金及び保証金	2,653	2,626	△26
資産計	4,543	5,267	724
(1) 長期借入金	15,707	15,707	—
(2) 長期リース債務	1,445	1,445	—
(3) 長期預り敷金	1,302	1,299	△2
(4) 長期預り保証金	151	151	△0
負債計	18,606	18,603	△2

（*）投資有価証券には持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。

当連結会計年度（2023年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 有価証券及び投資有価証券（*）	1,761	2,059	298
(2) 長期貸付金	68	68	—
(3) 敷金及び保証金	2,630	2,575	△54
資産計	4,460	4,703	243
(1) 長期借入金	13,338	13,338	—
(2) 長期リース債務	1,672	1,672	—
(3) 長期預り敷金	1,184	1,175	△9
(4) 長期預り保証金	142	140	△1
負債計	16,338	16,326	△11

（*）投資有価証券には持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものであります。

(注) 1. 市場価格のない株式等は、「金融商品の時価等に関する事項」の表には含まれておりません。
当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2022年9月30日)	当連結会計年度 (2023年9月30日)
非上場株式(*) 1	1,114	1,080
出資金(*) 1	56	56
投資事業組合出資(*) 2	312	262

(*) 1. 非上場株式、出資金については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*) 2. 投資事業組合出資については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注) 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2022年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
長期貸付金	—	52	28	—

当連結会計年度(2023年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
長期貸付金	—	43	25	—

(注) 3. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2022年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	2,474	2,699	2,704	2,705	3,127	4,470
リース債務	282	280	278	252	245	388
合計	2,756	2,980	2,983	2,958	3,372	4,858

当連結会計年度(2023年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	2,903	2,817	2,789	3,073	2,817	1,840
リース債務	203	347	323	317	295	387
合計	3,107	3,165	3,112	3,391	3,113	2,227

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2022年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	82	—	—	82
資産計	82	—	—	82

当連結会計年度（2023年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	142	—	—	142
資産計	142	—	—	142

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2022年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	2,476	—	—	2,476
長期貸付金	—	81	—	81
敷金及び保証金	—	2,626	—	2,626
資産計	2,476	2,708	—	5,185
長期借入金	—	15,707	—	15,707
長期リース債務	—	1,445	—	1,445
長期預り敷金	—	1,299	—	1,299
長期預り保証金	—	151	—	151
負債計	—	18,603	—	18,603

当連結会計年度（2023年9月30日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	1,916	—	—	1,916
長期貸付金	—	68	—	68
敷金及び保証金	—	2,575	—	2,575
資産計	1,916	2,644	—	4,561
長期借入金	—	13,338	—	13,338
長期リース債務	—	1,672	—	1,672
長期預り敷金	—	1,175	—	1,175
長期預り保証金	—	140	—	140
負債計	—	16,326	—	16,326

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式の時価は、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを、返還すると見込まれる預り期間及び当該期間に対応した信用リスクを加味した利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、長期リース債務

長期借入金及び長期リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入及びリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り敷金、長期預り保証金

長期預り敷金及び長期預り保証金の時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債利回り等適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (2022年9月30日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	19	8	10
	(2) その他	—	—	—
	小 計	19	8	10
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	3	3	—
	(2) その他	—	—	—
	小 計	3	3	—
合計		22	11	10

(注) 1. 表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価額であります。

2. 非上場株式 (連結貸借対照表計上額1,114百万円) 及び投資事業組合出資 (連結貸借対照表計上額312百万円) については、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (2023年9月30日)

区分	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	(1) 株式	31	8	23
	(2) その他	—	—	—
	小 計	31	8	23
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの	(1) 株式	4	4	—
	(2) その他	—	—	—
	小 計	4	4	—
合計		35	12	23

(注) 1. 表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価額であります。

2. 非上場株式 (連結貸借対照表計上額1,080百万円) 及び投資事業組合出資 (連結貸借対照表計上額262百万円) については、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	30	—	—
(2) その他	16	—	△3
合計	46	—	△3

当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	75	9	—
(2) その他	24	4	—
合計	100	13	—

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型制度を採用しております。

当社及び連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

また、それらに加え当社及び連結子会社は、当連結会計年度より選択制確定拠出年金制度を導入しております。

2. 確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
退職給付に係る負債の期首残高	216百万円	231百万円
退職給付費用	40百万円	41百万円
退職給付の支払額	△25百万円	△27百万円
退職給付に係る負債の期末残高	231百万円	246百万円

（2）退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2022年9月30日)	当連結会計年度 (2023年9月30日)
非積立型制度の退職給付債務	231百万円	246百万円
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	231百万円	246百万円
退職給付に係る負債	231百万円	246百万円
連結貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	231百万円	246百万円

（3）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度40百万円 当連結会計年度41百万円

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度18百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプション及び譲渡制限付株式報酬にかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	34百万円	42百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2020年 1 月31日	2022年 2 月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 8名	当社従業員 3名 当社子会社の取締役 13名 当社子会社の従業員 2名 社外協力者 1名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 240,000株	普通株式 115,000株
付与日	2020年 2 月27日	2022年 3 月18日
権利確定条件	新株予約権者は、下記 (a) 乃至 (f) に定められるいずれかの時期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書)に記載された営業利益が、金1,800,000,000円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができる。ただし、本新株予約権に関する株式報酬費用が計上されている場合には、当該影響額を営業利益に加算した、株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとする。なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合、その他これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。 (a) 2020年9月期の下半期 (b) 2021年9月期の上半期または下半期 (c) 2022年9月期の上半期または下半期 (d) 2023年9月期の上半期または下半期 (e) 2024年9月期の上半期または下半期 (f) 2025年9月期の上半期	本新株予約権の割当日から行使期間の末日に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の3ヶ月間(当日を含む63取引日)の平均値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。 (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となった場合、倒産した場合、その他本新株予約権の割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をした場合
対象勤務期間	2020年 2 月27日～2020年12月31日	—
権利行使期間	2021年 1 月 1 日～2025年 8 月26日	2022年 3 月18日～2032年 3 月17日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	A P A M A N(株)	A P A M A N(株)
決議年月日	2020年1月31日	2022年2月10日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	250,000	121,500
付与	—	—
失効	10,000	6,500
権利確定	—	—
未確定残	240,000	115,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

会社名	A P A M A N(株)	A P A M A N(株)
決議年月日	2020年1月31日	2022年2月10日
権利行使価格(円)	827	487
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	12,600	100

(注) 前期より、新株予約権1個当たりの金額を付与日における公正な評価単価として記載することとしました。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. 譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1) 譲渡制限付株式報酬の内容

	2022年1月発行 譲渡制限付株式報酬	2023年2月発行 譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 80,000株	普通株式 80,000株
付与日	2022年1月31日	2023年2月6日
譲渡制限期間	2022年1月31日～2025年1月30日	2023年2月6日～2026年2月5日
解除条件	本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、2022年1月から割当対象者が当社の取締役を退任した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。	本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、2023年1月から割当対象者が当社の取締役を退任した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

(2) 譲渡制限付株式報酬の規模及びその変動状況

① 譲渡制限付株式報酬の数

	2022年1月発行 譲渡制限付株式報酬	2023年2月発行 譲渡制限付株式報酬
譲渡制限解除前(株)		
前連結会計年度末	80,000	—
付与	—	80,000
無償取得	—	—
譲渡制限解除	—	—
当連結会計年度末	80,000	80,000

② 単価情報

	2022年1月発行 譲渡制限付株式報酬	2023年2月発行 譲渡制限付株式報酬
付与日における公正な評価単価(円)	480	469

(3) 公正な評価単位の見積方法

取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値としております。

(4) 譲渡制限解除株式数の見積方法

基本的には、将来の無償取得の数の合理的な見積りは困難であるため、実績の無償取得の数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年9月30日)	当連結会計年度 (2023年9月30日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注) 2	792百万円	404百万円
固定資産減損損失	49百万円	71百万円
関係会社株式評価損	0百万円	0百万円
投資有価証券評価損	62百万円	56百万円
貸倒引当金	279百万円	303百万円
敷引契約時一括償却	42百万円	45百万円
退職給付に係る負債	75百万円	80百万円
賞与引当金	4百万円	7百万円
減価償却超過額	104百万円	97百万円
株式報酬費用	13百万円	26百万円
資産調整勘定	124百万円	74百万円
関係会社株式みなし譲渡益	2百万円	2百万円
みなし配当金	6百万円	6百万円
その他	119百万円	148百万円
繰延税金資産小計	1,676百万円	1,324百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	△265百万円	△150百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△478百万円	△448百万円
評価性引当額小計(注) 1	△743百万円	△599百万円
繰延税金資産合計	932百万円	725百万円
繰延税金負債		
全面時価評価法による評価差額	△62百万円	△34百万円
その他有価証券評価差額金	△3百万円	△15百万円
資産除去債務	△4百万円	△3百万円
繰延税金負債合計	△70百万円	△53百万円
繰延税金資産(負債)の純額	862百万円	671百万円

(注) 1. 評価性引当額が144百万円減少しております。この減少の主な内容は、繰越欠損金に係る評価性引当金が減少したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2022年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	2	85	704	792
評価性引当額	—	—	—	—	—	265	265
繰延税金資産	—	—	—	2	85	439	(b) 527

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金792百万円(法定実効税率を乗じた額)について、527百万円を計上しております。将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2023年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(c)	—	—	8	16	—	379	404
評価性引当額	—	—	—	—	—	150	150
繰延税金資産	—	—	8	16	—	229	(d) 253

(c) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(d) 税務上の繰越欠損金404百万円(法定実効税率を乗じた額)について、253百万円を計上しております。将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2022年9月30日)	当連結会計年度 (2023年9月30日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.6%	3.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0%	△1.1%
住民税均等割	6.8%	4.2%
評価性引当額の増減等	△14.9%	△17.2%
のれん償却	30.9%	17.4%
内部取引消去	△0.2%	—%
持分法による投資利益	1.7%	1.9%
親会社と連結子会社の税率差異	3.8%	10.6%
その他	2.4%	4.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	65.6%	54.6%

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、政令指定都市を中心に日本各地において、主に事務所施設及び賃貸マンション等を所有しております。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は100百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）、固定資産売却損は66百万円（特別損失に計上）であります。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は89百万円（賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）、固定資産売却益は81百万円（特別利益に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	1,379	1,093
	期中増減額	△286	△253
	期末残高	1,093	839
期末時価		1,942	1,272

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は新規取得(21百万円)及び保有目的の変更(163百万円)であり、主な減少額は減価償却費(17百万円)及び売却(453百万円)であります。当連結会計年度の主な増加額は新規取得(10百万円)及び保有目的の変更(137百万円)であり、主な減少額は減価償却費(18百万円)及び売却(384百万円)であります。
3. 期末の時価は、主として「固定資産税評価額」を基に合理的な調整を行って算出した金額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

前連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,742
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,817
契約負債（期首残高）	3,956
契約負債（期末残高）	3,842

連結財務諸表上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に、契約負債は「前受家賃」に計上しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,817
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,799
契約負債（期首残高）	3,842
契約負債（期末残高）	3,958

連結財務諸表上、顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に、契約負債は「前受家賃」に計上しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、包括的な事業戦略の立案を行い、グループ会社が個別事業の戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、グループ会社を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「P l a t f o r m事業」及び「T e c h n o l o g y事業」の2つを報告セグメントとしております。

「P l a t f o r m事業」は、主に賃貸管理、サブリース、社宅、賃貸仲介及び付帯商品等のサービスを不動産オーナー、入居者、企業等に提供しております。

「T e c h n o l o g y事業」は、主にFC加盟企業に対して、様々なクラウドサービスやFCサービスを提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの金額であります。セグメント間の内部利益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	Platform	Technology	計				
売上高							
賃貸管理	9,802	—	9,802	—	9,802	—	9,802
直営店	2,660	—	2,660	—	2,660	—	2,660
テクノロジー	—	7,094	7,094	—	7,094	—	7,094
その他	3,402	—	3,402	317	3,719	—	3,719
顧客との契約から生じる 収益	15,864	7,094	22,959	317	23,276	—	23,276
サブリース	19,724	—	19,724	—	19,724	—	19,724
コインパーキング	—	—	—	1,049	1,049	—	1,049
その他	451	—	451	424	876	—	876
その他の収益	20,176	—	20,176	1,474	21,650	—	21,650
外部顧客への売上高	36,040	7,094	43,135	1,791	44,926	—	44,926
セグメント間の 内部売上高又は振替高	37	836	873	0	874	△874	—
計	36,078	7,930	44,009	1,791	45,800	△874	44,926
セグメント利益 又は損失（△）	2,646	952	3,598	△959	2,639	△746	1,893
セグメント資産	18,559	8,135	26,694	3,321	30,016	5,529	35,545
その他の項目							
減価償却費	146	369	515	146	662	76	739
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	82	1,910	1,992	36	2,029	210	2,240

（注）1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産投資業務等を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

（1）セグメント利益又は損失（△）の調整額△746百万円は、主に報告セグメントに帰属しない本社費用であります。

（2）セグメント資産の調整額5,529百万円は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

（3）減価償却費の調整額76百万円は、主に全社資産にかかる償却費であります。

3. セグメント利益又は損失（△）は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	Platform	Technology	計				
売上高							
賃貸管理	10,327	—	10,327	—	10,327	—	10,327
直営店	2,580	—	2,580	—	2,580	—	2,580
テクノロジー	—	7,197	7,197	—	7,197	—	7,197
その他	3,855	—	3,855	294	4,149	—	4,149
顧客との契約から生じる 収益	16,763	7,197	23,961	294	24,255	—	24,255
サブリース	18,968	—	18,968	—	18,968	—	18,968
コインパーキング	—	—	—	1,066	1,066	—	1,066
その他	1,046	—	1,046	448	1,495	—	1,495
その他の収益	20,015	—	20,015	1,514	21,530	—	21,530
外部顧客への売上高	36,778	7,197	43,976	1,808	45,785	—	45,785
セグメント間の 内部売上高又は振替高	30	869	899	—	899	△899	—
計	36,808	8,067	44,876	1,808	46,685	△899	45,785
セグメント利益 又は損失（△）	2,796	672	3,469	△625	2,843	△801	2,042
セグメント資産	17,903	9,535	27,438	3,870	31,308	3,635	34,944
その他の項目							
減価償却費	175	582	758	126	884	79	963
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	111	1,176	1,287	22	1,309	55	1,365

（注） 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産投資業務等を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

（1）セグメント利益又は損失（△）の調整額△801百万円は、主に報告セグメントに帰属しない本社費用であります。

（2）セグメント資産の調整額3,635百万円は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

（3）減価償却費の調整額79百万円は、主に全社資産にかかる償却費であります。

3. セグメント利益又は損失（△）は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	全社・消去	合計
	Platform	Technology	計			
減損損失	—	—	—	259	—	259

(注) 「その他」の減損損失は、fabbit業務に係るものであります。

当連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	全社・消去	合計
	Platform	Technology	計			
減損損失	7	—	7	—	—	7

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注)	消去・全社	合計
	Platform	Technology	計			
当期償却額	661	—	661	142	—	803
当期末残高	5,212	—	5,212	391	—	5,604

（注）「その他」の金額は、不動産投資業務に係るものであります。

当連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注)	消去・全社	合計
	Platform	Technology	計			
当期償却額	641	—	641	111	—	752
当期末残高	4,556	—	4,556	287	—	4,844

（注）「その他」の金額は、不動産投資業務に係るものであります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

1. 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

2. 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連 会社	㈱システム ソフト	東京都 千代田区	1,706	Technology	(所有) 直接 10.3 間接 14.0	・役員の兼任あり ・ソフトウェアの外注 または購入	ソフトウェア の外注または 購入 (注)	1,691	買掛金 未払金	482 13

(注) ソフトウェアの購入については、見積書を入手し交渉の上、決定しております。

当連結会計年度（自 2022年10月1日 至 2023年9月30日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連 会社	㈱システム ソフト	東京都 千代田区	1,706	Technology	(所有) 直接 10.3 間接 14.0	・役員の兼任あり ・ソフトウェアの外注 または購入	ソフトウェア の外注または 購入 (注)	764	買掛金 未払金	715 8

(注) ソフトウェアの購入については、見積書を入手し交渉の上、決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり純資産額	229.65円	241.44円
1株当たり当期純利益	14.69円	32.01円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	14.69円	—円

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当連結会計年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	262	573
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	262	573
普通株式の期中平均株式数 (千株)	17,856	17,929
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
普通株式増加数 (千株)	0	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	2020年2月新株予約権 (新株予約権の目的となる株式の数、240,000株) 2022年3月新株予約権 (新株予約権の目的となる株式の数、115,000株)

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (2022年9月30日)	当連結会計年度末 (2023年9月30日)
純資産の部の合計額 (百万円)	4,315	4,567
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	210	232
(うち新株予約権)	(17)	(22)
(うち非支配株主持分)	(193)	(210)
普通株式に係る当連結会計年度末の純資産額 (百万円)	4,105	4,335
期末の普通株式の数 (千株) (自己株式控除後)	17,876	17,955

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	562	983	2.70	—
1年以内に返済予定の長期借入金	2,474	2,903	0.84	—
1年以内に返済予定のリース債務	282	203	2.25	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	15,707	13,338	0.84	2025年10月～ 2047年2月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,445	1,672	1.86	2025年9月～ 2030年2月
合計	20,471	19,101	—	—

(注) 1. 1年以内に返済予定のリース債務は連結貸借対照表では流動負債の「その他」に含めて表示しております。

2. 「平均利率」については、期末借入金残高及びリース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。

3. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	2,817	2,789	3,073	2,817
リース債務	347	323	317	295

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	11,042	22,889	34,238	45,785
税金等調整前四半期 (当期) 純利益 (百万円)	17	385	898	1,310
親会社株主に帰属する四半期 (当期) 純利益 又は親会社株主に帰属する四半期純損失 (△) (百万円)	△160	△8	258	573
1 株当たり四半期 (当期) 純利益又は 1 株当たり四半期純損失 (△) (円)	△8.95	△0.46	14.45	32.01

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益又は 1 株当たり四半期純損失 (△) (円)	△8.95	8.47	14.88	17.54

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年 9 月30日)	当事業年度 (2023年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※1 3,946	※1 3,245
売掛金	※2 334	※2 364
営業投資有価証券	14	11
前払費用	198	141
関係会社短期貸付金	※4 1,930	※4 1,304
短期リース債権	266	314
その他	※2 1,458	※2 795
貸倒引当金	△239	△266
流動資産合計	7,908	5,910
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1,※3 948	※1,※3 892
構築物	※1 8	7
機械及び装置	0	0
車両運搬具	1	0
工具、器具及び備品	11	5
土地	30	29
リース資産	0	0
建設仮勘定	19	17
有形固定資産合計	1,020	952
無形固定資産		
ソフトウェア	※1 54	※1 36
ソフトウェア仮勘定	7	7
リース資産	80	192
その他	51	51
無形固定資産合計	193	287
投資その他の資産		
投資有価証券	373	373
関係会社株式	25,898	25,875
長期貸付金	42	31
長期リース債権	1,507	1,479
敷金及び保証金	892	892
その他	127	104
貸倒引当金	△35	△29
投資その他の資産合計	28,805	28,727
固定資産合計	30,019	29,967
資産合計	37,927	35,878

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年 9 月 30 日)	当事業年度 (2023年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※ 2 0	※ 2 0
1 年内返済予定の長期借入金	※ 1 2, 308	2, 572
関係会社短期借入金	※ 5 6, 278	※ 5 5, 900
リース債務	316	398
未払金	※ 1, ※ 2 462	※ 1, ※ 2 340
未払法人税等	11	138
前受金	※ 2 18	※ 2 15
預り金	371	360
前受収益	※ 2 4	※ 2 4
その他	※ 2 31	※ 2 40
流動負債合計	9, 803	9, 770
固定負債		
長期借入金	※ 1 13, 398	11, 273
リース債務	1, 544	1, 605
繰延税金負債	57	157
退職給付引当金	107	108
資産除去債務	36	36
長期預り保証金	34	25
その他	※ 1 292	※ 1 241
固定負債合計	15, 470	13, 447
負債合計	25, 274	23, 217
純資産の部		
株主資本		
資本金	8, 002	8, 021
資本剰余金		
資本準備金	804	823
資本剰余金合計	804	823
利益剰余金		
利益準備金	232	267
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5, 450	5, 379
利益剰余金合計	5, 682	5, 647
自己株式	△1, 853	△1, 853
株主資本合計	12, 636	12, 638
新株予約権	17	22
純資産合計	12, 653	12, 660
負債純資産合計	37, 927	35, 878

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年10月 1 日 至 2022年 9 月30日)	当事業年度 (自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30日)
売上高	※ 1 2,371	※ 1 2,499
売上原価	※ 1 318	※ 1 312
売上総利益	2,052	2,186
販売費及び一般管理費	※ 1, ※ 2 1,176	※ 1, ※ 2 1,357
営業利益	875	829
営業外収益		
受取利息	※ 1 41	※ 1 43
受取配当金	10	17
その他	8	8
営業外収益合計	60	70
営業外費用		
支払利息	※ 1 197	※ 1 210
支払手数料	48	73
貸倒引当金繰入額	141	21
その他	133	23
営業外費用合計	521	328
経常利益	413	571
特別利益		
固定資産売却益	※ 3 0	※ 3 54
投資有価証券売却益	—	4
関係会社株式売却益	—	0
新株予約権戻入益	—	0
特別利益合計	0	60
特別損失		
固定資産除却損	0	—
関係会社株式評価損	51	23
減損損失	—	14
本社移転関連費用	97	—
特別支援金	—	※ 4 45
その他	26	10
特別損失合計	175	94
税引前当期純利益	238	536
法人税、住民税及び事業税	8	114
法人税等調整額	79	99
法人税等合計	87	214
当期純利益	151	322

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)		当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
I P l a t f o r m原価					
家賃原価		—		—	
減価償却費		—		—	
計		—	—	—	—
II T e c h n o l o g y原価					
賃借料		204		205	
減価償却費		15		18	
計		220	69.0	224	71.9
III その他事業原価					
家賃原価		7		0	
営業投資有価証券原価		—		1	
減価償却費		91		85	
計		98	31.0	87	28.1
合計		318	100.0	312	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	7,983	785	785	196	5,690	5,886	△1,853	12,802
当期変動額								
譲渡制限付株式報酬	19	19	19					38
剰余金の配当					△355	△355		△355
利益準備金の積立				35	△35	—		—
当期純利益					151	151		151
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								—
当期変動額合計	19	19	19	35	△240	△204	△0	△166
当期末残高	8,002	804	804	232	5,450	5,682	△1,853	12,636

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	11	12,814
当期変動額		
譲渡制限付株式報酬		38
剰余金の配当		△355
利益準備金の積立		—
当期純利益		151
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5	5
当期変動額合計	5	△160
当期末残高	17	12,653

当事業年度（自 2022年10月 1 日 至 2023年 9 月30日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	8, 002	804	—	804	232	5, 450	5, 682	△1, 853	12, 636
当期変動額									
譲渡制限付株式報酬	18	18		18					37
剰余金の配当						△357	△357		△357
利益準備金の積立					35	△35	—		—
当期純利益						322	322		322
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			△0	△0				0	0
利益剰余金から資本剰余金への振替			0	0		△0	△0		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									—
当期変動額合計	18	18	—	18	35	△70	△35	△0	2
当期末残高	8, 021	823	—	823	267	5, 379	5, 647	△1, 853	12, 638

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	17	12,653
当期変動額		
譲渡制限付株式報酬		37
剰余金の配当		△357
利益準備金の積立		—
当期純利益		322
自己株式の取得		△0
自己株式の処分		0
利益剰余金から資本剰余金への振替		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4	4
当期変動額合計	4	6
当期末残高	22	12,660

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

①市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

②市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

自社利用の有形固定資産については、主に定率法を採用しております。また、賃貸目的の有形固定資産については、主に定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	20年～45年
構築物	2年～45年
機械及び装置	2年～9年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	4年～20年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

商標権	10年
自社利用のソフトウェア	5年

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等の特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金

当社は従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法）に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結財務諸表の「注記事項（収益認識関係）」に記載のとおりです。

(重要な会計上の見積り)

(1) 関係会社投融資の評価

①財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	25,898	25,875
関係会社短期貸付金	1,930	1,304
関係会社に対する貸倒引当金	△76	△85

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式については、各関係会社の実質価額が取得価額に比べ著しく下落した場合、将来の事業計画等を基に減損等の処理を行っております。

また、関係会社に対する貸付金等の評価は、関係会社の財政状態及び経営成績等を考慮して算出した回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。想定した収益が見込めなくなった場合や財政状態が悪化した場合、翌事業年度以降の関係会社株式、貸倒引当金、関係会社株式評価損及び貸倒引当金繰入額に影響を与える可能性があります。

(2) 重要な引当金の計上基準

①財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前事業年度	当事業年度
貸倒引当金	△275	△296

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表の「注記事項（重要な会計上の見積り）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 固定資産の減損

①財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前事業年度	当事業年度
減損損失	—	14

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表の「注記事項（重要な会計上の見積り）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(4) 繰延税金資産の回収可能性

①財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	—	—
繰延税金負債	57	157

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表の「注記事項（重要な会計上の見積り）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「雑損失」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」に表示していた「雑損失」1百万円は、「その他」として組み替えております。

前事業年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「新型コロナウイルス感染症による損失」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」に表示していた「新型コロナウイルス感染症による損失」6百万円は、「その他」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年 9 月 30 日)	当事業年度 (2023年 9 月 30 日)
現金及び預金	6百万円	6百万円
建物	726百万円	597百万円
構築物	0百万円	一百万円
ソフトウェア	11百万円	7百万円
有形固定資産（その他）	2百万円	1百万円
計	745百万円	612百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年 9 月 30 日)	当事業年度 (2023年 9 月 30 日)
1 年内返済予定の長期借入金	288百万円	一百万円
長期借入金	1,173百万円	一百万円
未払金	210百万円	176百万円
長期未払金	292百万円	241百万円
計	1,963百万円	418百万円

なお、上記の担保に供している資産以外に、連結子会社 2 社から担保提供を受け、担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年 9 月 30 日)	当事業年度 (2023年 9 月 30 日)
建物	1百万円	0百万円
ソフトウェア	12百万円	5百万円
計	14百万円	5百万円

※ 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年 9 月 30 日)	当事業年度 (2023年 9 月 30 日)
短期金銭債権	694百万円	577百万円
短期金銭債務	31百万円	30百万円

※ 3. 圧縮記帳額

下記の圧縮記帳額を当該資産の取得価額から控除しております。

	前事業年度 (2022年 9 月 30 日)	当事業年度 (2023年 9 月 30 日)
建物	8百万円	8百万円
計	8百万円	8百万円

- ※ 4. 当社は前事業年度は連結子会社 4 社及び取引先 1 社と、当事業年度は連結子会社 3 社及び取引先 1 社と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当該各契約における貸出未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年 9 月 30 日)	当事業年度 (2023年 9 月 30 日)
当座貸越の極度額	3,771百万円	3,160百万円
当座貸越の貸出実行残高	1,232百万円	1,175百万円
差引額	2,538百万円	1,984百万円

- ※ 5. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため、前事業年度は取引銀行 3 行、連結子会社 2 社と、当事業年度は取引銀行 2 行、連結子会社 2 社と、当座貸越契約及び金銭消費貸借契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年 9 月 30 日)	当事業年度 (2023年 9 月 30 日)
当座貸越の総額	13,300百万円	11,500百万円
借入実行残高	7,078百万円	5,900百万円
差引額	6,221百万円	5,600百万円

(損益計算書関係)

※1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
売上高	2,216百万円	2,356百万円
営業費用	140百万円	139百万円
営業取引以外の取引高	123百万円	128百万円

※2. 当社は持株会社のため販売費に属する費用はありません。全て一般管理費であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
役員報酬	179百万円	190百万円
給料及び手当	241百万円	284百万円
退職給付費用	1百万円	6百万円
支払手数料	202百万円	219百万円
支払報酬	103百万円	100百万円
減価償却費	76百万円	79百万円
計	805百万円	880百万円

※3. 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)	当事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)
土地	0百万円	54百万円

※4. 特別支援金

ウクライナ人道支援に係る費用であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2022年 9 月 30 日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	25,898百万円
関連会社株式	0百万円
計	25,898百万円

当事業年度 (2023年 9 月 30 日)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格のない株式等のため、子会社及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない株式等の子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	貸借対照表計上額
子会社株式	25,874百万円
関連会社株式	0百万円
計	25,875百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税及び事業所税	3百万円	12百万円
貸倒引当金	84百万円	90百万円
退職給付引当金	32百万円	33百万円
減価償却超過額	3百万円	4百万円
固定資産減損損失	8百万円	9百万円
投資有価証券評価損	23百万円	23百万円
関係会社株式評価損	585百万円	592百万円
税務上の繰越欠損金	229百万円	122百万円
その他	39百万円	41百万円
繰延税金資産 小 計	1,010百万円	931百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	一百万円	一百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△643百万円	△664百万円
評価性引当額 小 計	△643百万円	△664百万円
繰延税金資産 合 計	366百万円	267百万円
繰延税金負債		
関係会社株式(グループ法人税制)	△424百万円	△424百万円
繰延税金負債 合 計	△424百万円	△424百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△57百万円	△157百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年9月30日)	当事業年度 (2023年9月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
評価性引当額の増減等	△4.5%	3.9%
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.1%	4.7%
住民税均等割	1.6%	0.7%
その他	1.7%	—%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.6%	39.9%

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表の「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却 累計額 (百万円)
有形固定資産	建物	948	57	7	107	892	415
	構築物	8	—	0	1	7	48
	機械及び装置	0	—	—	0	0	22
	車両運搬具	1	—	—	0	0	3
	工具、器具及び備品	11	0	0	6	5	62
	土地	30	—	0	—	29	4
	リース資産	0	—	—	—	0	77
	建設仮勘定	19	17	19	—	17	—
	計	1,020	75	28	115	952	633
無形固定資産	商標権	44	7	—	8	43	100
	ソフトウェア	54	—	—	17	36	1,900
	ソフトウェア仮勘定	7	—	—	—	7	—
	リース資産	80	153	—	41	192	90
	その他	6	1	—	—	7	3
	計	193	161	—	67	287	2,095

- (注) 1. 減損損失累計額は減価償却累計額に含めて記載しております。
2. 建物の当期増加の主な要因は、コワーキングスペースの改修に伴う取得によるものであります。
3. 建物の当期減少の主な要因は、所有物件の売却によるものであります。
4. 土地の当期減少の主な要因は、所有物件の売却によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	275	66	45	296

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月 1 日から 9 月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後 3 カ月以内
基準日	9 月30日
剰余金の配当の基準日	9 月30日 3 月31日
1 単元の株式数	普通株式 100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行(株) 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行(株)
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告による ことができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。 (公告掲載URL http://www.apamanshop-ir.com/)
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- ①会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
- ②会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを会社に請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

（1）有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第23期）（自 2021年10月1日 至 2022年9月30日） 2022年12月26日 関東財務局長に提出

（2）内部統制報告書及びその添付書類

2022年12月26日 関東財務局長に提出

（3）四半期報告書及び確認書

（第24期第1四半期）（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日） 2023年2月13日 関東財務局長に提出

（第24期第2四半期）（自 2023年1月1日 至 2023年3月31日） 2023年5月12日 関東財務局長に提出

（第24期第3四半期）（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日） 2023年8月10日 関東財務局長に提出

（4）臨時報告書

2022年12月27日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

2023年2月10日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書であります。

2023年8月10日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書であります。

（5）有価証券届出書(組込方式)及びその添付書類

2023年1月20日 関東財務局長に提出

譲渡制限付株式報酬としての新株発行に係る有価証券届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年12月22日

A P A M A N株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 塚 清 憲 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島 津 慎 一 郎 (印)

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているA P A M A N株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A P A M A N株式会社及び連結子会社の2023年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

連結子会社に係るのれんの評価の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は、当連結会計年度末の連結貸借対照表において、のれん4,844百万円（総資産の13.9%）を計上している。 会社は、のれんの減損の兆候の把握については、のれんが帰属する各連結子会社を一つのグルーピング単位として、各連結子会社の営業活動から生ずる損益の状況の検討や、買収時の事業計画と実績の比較等を実施している。特に、買収時の事業計画と比較して実績に下方乖離がある場合には、その下方乖離の要因が経営環境の著しい悪化等に該当しているかどうかを確かめている。また、会社は、減損の兆候がある場合は、減損損失の認識を判定したうえで、減損損失を計上している。 以上より、当連結会計年度末におけるのれんの残高は金額的重要性が高く、また、買収時の事業計画は、将来の管理戸数等の仮定を用いて策定されているため、経営環境の変化等による不確実性を伴う。このため、当監査法人は、連結子会社に係るのれんの評価の妥当性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、連結子会社に係るのれんの評価の妥当性を検討するに当たり、以下の監査手続を実施した。 ・のれんの評価に関連する内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・のれんの評価に関する資料を検証し、各連結子会社の買収時の事業計画と実績の比較により、当該各事業計画の見積りの不確実性を評価した。 ・各連結子会社ののれんの減損の兆候を把握するために以下の監査手続を行った。 -各連結子会社の営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みであるかを確かめた。 -買収時の事業計画と実績を比較し、実績に下方乖離がある場合には、経営者への質問等を実施して、その下方乖離の要因が経営環境の著しい悪化等に該当しているかどうかを検討した。 ・減損の兆候がある場合は、のれんの評価に関する資料を閲覧し、減損損失の認識の判定の妥当性を検証したうえで、減損損失の計上額を再計算により確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、APAMAN株式会社の2023年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、APAMAN株式会社が2023年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

２. X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2023年12月22日

A P A M A N株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 塚 清 憲 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 島 津 慎 一 郎 (印)

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているA P A M A N株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A P A M A N株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、会社は、当事業年度末の貸借対照表において、関係会社株式25,875百万円（総資産の72.1%）を計上している。 会社は、関係会社株式の評価において、各関係会社の1株当たりの純資産額、若しくは1株当たりの純資産に取得時に認識した超過収益力を反映した価額を実質価額として、当該実質価額と取得原価を比較し、実質価額の著しい低下の有無を判断している。著しい低下が生じている場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、相当の減額を行っている。当該超過収益力の毀損の有無及び実質価額の回復可能性の判断は、各関係会社の事業計画に基づいて行われている。 以上より、貸借対照表における関係会社株式の残高は金額的重要性が高く、また、各関係会社の事業計画は、将来の管理戸数等の仮定を用いて策定されているため、経営環境の変化等による不確実性を伴う。このため、当監査法人は、関係会社株式の評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、関係会社株式の評価を検討するに当たり、以下の監査手続を実施した。 ・関係会社株式の評価に関連する内部統制の整備及び運用状況を評価した。 ・関係会社株式の評価に関する検討資料を閲覧し、実質価額が著しく低下している株式の有無を確かめた。 ・実質価額が著しく低下している関係会社株式については、事業計画と実績を比較し、外部の経営環境が将来の事業計画に与える影響等を経営者へ質問することにより、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられているかを検討した。 ・回復可能性が十分な証拠によって裏付けられていない場合は、実質価額まで減損処理を行っているか確かめた。 なお、超過収益力を反映した価額を実質価額として、減損処理の要否を判定している場合の監査上の対応は、連結財務諸表に係る独立監査人の監査報告書の監査上の主要な検討事項「連結子会社に係るのれんの評価の妥当性」に記載の監査上の対応と同一の内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年12月25日
【会社名】	A P A M A N株式会社
【英訳名】	Apaman Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大村 浩次
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長 大村浩次は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2023年9月30日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価におきましては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価におきましては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社9社及び持分法適用関連会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、上記以外の連結子会社18社及び持分法適用関連会社1社につきましては、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲につきましては、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の連結売上高の概ね2／3に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点におきましては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高及び売掛金に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。更に、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。